

76

団和

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

龍谷大学矯正・保護総合センター

Rehabilitation and Protection Center

刑事訴訟法改正関係資料

昭和二六年

590-1

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

刑事訴訟法改正関係資料

昭和二六年

590-1

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

一 刑事法小委員会の審議した議案目録

二 正誤表

- 三 刑事法部会小委員会の議決した議案
四 身体拘束を受けていた被告人は被疑者と弁護人と接見
交通(第二回) 最高検査 昭二六一二一九

五 三起訴前の勾留期間(第四回)

六 (代案) (甲案) 昭二六二二九
七 (代案) 昭二六二二五
八 (代案) 昭二六二二八
九 (代案) 昭二六二二九

十 四旬留期間更新・制限について(第四回)

十一 逮捕を前提としない被疑者・勾留(参考案)昭二六二一〇

十二 公訴棄却管轄達の場合の勾留状・失効制度(第四回)

昭二六二二九

590-2

十三 十回法第一回第三条第三項により捜査・補助を行う司法

警察職員の管轄区域外の職務執行について

十四 権利保択について(第五回)

十五 (代案) 昭二六二二九

十六 (代案) 昭二六二二三

十七 (代案) 昭二六二二一三

十八 十三保釈取消・勾留執行停止取消について(第五回)

十九 (代案) 昭二六二二一三

二十 十回保釈取消等の場合・緊急収監について(第五回)

二十一 (代案) (七八年)

昭二六一二一三

二十二 訴訟費用の負担・免除手続 昭二六一二一五

590-3

- 二三 二十 保述拒否権告知・制度（第十九）昭二六一二一五
 二四 （行案）
 二五 黙秘権告知制度に関する規定を改正することの可否に関する各方面の意見要旨
 二六 二十三逮捕時間（第十）
 二七 （行案）
 二八 二十九緊急捜索差押及び検証について（第十一）昭二六一二五
 二九 （行案）
 三十 二十八有罪・自認をした者については、伝聞法則へ適用かないかとし、且つ簡易な証拠調手続の特例を設けることの可否
 三一 二十八有罪（陳述）に基づく（特別）公判手続について

昭二六一二三三国藤李員案

- 三二 二十八有罪・陳述に基く簡易公判手続について
 昭二七一二五
 三三 三十一控訴審・構造について
 昭二六一〇二六
 三四 。
 三五 控訴審・構造について 吉田常次郎 昭二六一二九
 昭二六一二三
 三六 。
 三七 刑事訴訟法第三百九十三条改正要綱
 日本弁護士連合会提出
 三八 三十一控訴審・構造 昭二六一二〇 国藤本員案
 三九 控訴審・構造に関する改正案（公射案）
 四〇 （行案）三十一控訴審・構造について 昭二六一二三
 四一 三十一控訴審・構造について 昭二六一二八

四二 三十一 控訴審・構造について 昭二七一二五
四三 „ „ „ 昭二七一三一
四五 三十二 上告受理申立制度について(第二十六) 昭二六一二五
四六 三十三 略式命令手続について

四七 四八 甲案 二十六 起訴状謄本・送達制度について 昭二六一五一
四九 乙案 三十三 略式命令手続について 昭二六一二一三

五十 昭和二十五年六月一日第一小法廷判決(昭和二十四年新規)第
三〇四号窃盗被告事件

五一 法制審議会刑法部会刑事訴訟法小委員会審議経過
一覽表 昭二七一二二

五二 法制審議会刑法部会委員、幹事議席表

五三 刑事訴訟法一部を改正する法律案
五四 刑事訴訟法一部を改正する法律案参照条文

刑事法小本員会で審議した議案目録

- 一、身体の拘束を受けている被告人又は被疑者と弁護人との確実支取（算二ノ三）
二、起訴前の勾留期間（算四ノ二）
三、勾留延長の財源（算四ノ三）
四、起訴後の勾留請求制度（算四ノ四）
五、逮捕と拘禁にしない被疑者の勾留（算四ノ五）
六、勾留の取消（算四ノ六）
七、公体棄却・培養度の過命の勾留状の抜取制度（算四ノ九）
八、勾留状の管轄区域外における発行（算四ノ十）
九、通判保候（算五ノ一）
十、深更更房・囚留強制停止取扱について（算五ノ四）
十一、収容取扱等の過命の緊急取監について（算五ノ五）
十二、回りした証人の穿刺の処置（算六ノ一）
十三、法人法適用の前段（算六ノ二）
十四、確定保置制度について（算七ノ一）
十五、留置弁護へのために導入した訴訟費用の負担（算八ノ一）
十六、訴訟費用の免除手続（算八ノ二）

- 二七一 正式審判取下の場合は審査用の書類（第八）（三）
 二七二 以降取る場合は別用（第九）
 二七三 連絡用（第十）
 二七四 警告書、差押及び検査について（第十一）
 二七五 起訴状略本の請求制度について（第十二）
 二七六 刑事の自認をした者については、該簡易裁判の適用が与えられる（第十三）
 二七七 被告告訴者の判例を設けることの可否（第十四）
 二七八 上訴権恢复期日について（第十五）
 二七八 告訴者の届出につけて（第十六）
 二八〇 上告費賃由立別表について（第十七）
 二八一 路次命令手続について（第十八）
 二八二 罰行手続について（第十九）
 二八三 〔参考〕 被告の参考は、刑事訴訟令小委員会で取り上げることを決定した相應文のうち
 被告の参考は、昭和二十六年九月二十日付に閣議し並勅令で施行された「刑事
 訴訟法改正の附則案」の参考である。
 二八四 二八五

最高検察（昭二六、二七、二八）

（昭二六、二七、二八）

- 一、身体の拘束を受けていた者又は被質者と弁護人との見合（第二の三）
 二、該第八条（第二、七条第一項の規定による場合を含む）により尋問等禁止の場合は
 されない事件については、該第三九条第一項の規定にかかわらず、立会人を置くことができるものとする」と、（法第三十九条の改正）

三、起訴前の勾留期間（第廿の二）

（甲案）

- 刑事訴訟法第二〇条各款の勾留延長期間を三十日に改めるものとする」と、「二

（乙案）

- 一、起訴前の勾留期間の制限は施行後より十日とする」と、

二、裁判官は、該第二〇条各款により勾留期間を延長することができると場合にお

りて、左の各号の一にあたるときは、終了して二十日以内これを延長すること

ができるものとする」と、

- （丙案）
 一、起訴前の勾留期間の制限は施行後より十日とする」と、

二、裁判官は、該第二〇条各款により勾留期間を延長することができると場合にお

りて、左の各号の一にあたるときは、終了して二十日以内これを延長すること

ができるものとする」と、

(二) 被取者が、常習として長期三年以上の要領又は強制にあたる罪を犯したもので
あるとき、
(三) 被取者が、多額の金銭していかぬ時にその威力の下に宣行された罪につきこれ
を實行し、又は実現としてこれに加功したものであるとき（二〇八条三項に更む）

昭和二十六年一月二十九日

詔許書の貰取期間（第二回ノ二）

（甲第）

詔許書は、被取二〇八条三項により詔許期間を延長することができるのはみにあい
て、左の各号の一にあたるときは、特に延じて二十日以内これを延長することができる
ものとすること。（法二〇八条三項）
一 被取者が、死刑又は死期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであると
き、
二 被取者が、常習として長期に年次上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したもので
あるとき、
三 被取者が多額其財して罪を犯したものであるとき、
(乙第)

一 裁判官は「やむを縫ない事由があると認めることは、検察官の請求により延滞前の勾留期間を延長することがでざるもの」とし、この期間の延長は延いて十日と認めることがでざるものとすること。（法二〇・八条三項・マ）

二 裁判官は、他のの事情により、特にやむを縫ない事由があると認めることは検察官の請求により前項の期間をさらに延長することができるものとし、この期間の延長は同じで十日を超えることができるものとする（同）。〔同三項として云ふ〕

（民案）

三 地方法の司法審理（基四ノニ）

（昭二六・一六・一八）

一 被害者を勾留して事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被害者を放ししなければならないものとする（ヒベ法二〇・八条一項のヨ）。

二 検察官は、やむを縫ない事由があると認めたときは、検察官の請求により前項の期間を延長することができるものとし、この期間の延長は延いて十日を超えることができるものとする（同二項のヨ）。

三 裁判官は、女犯の延滞にわたり又は多数の若者しくは未成年につき放課をする

心算があつて、被検上等にやもを處されると認める場合は、検査官の請求により、前項の期間をさうに延長することができるものとし、この期間の延長は累計して十日を超えることができないものとする（以下「延長」として並記）。

（民法）

（第ニ六、一ニ、ニ五）

三 捜査官の勾留期間（第日、二）

一 被検者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日又四に公訴提起しないときは、検査官は、直ちに被検者を放放しなければならぬものとする（以下「法二〇・条一項の日」）。

二 検査官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検査官の請求により前項の期間を延長することができるものとし、この期間の延長は累計して十日を越えることができるものとする（以下「第ニ項の日」）。

三 検査官は、事件につき多数の被検者、関係人又は多数の証拠物へいすれも検査事実の認否に及くことができないものに取る（）を取り調べる必要があつて検査官が前項の期間内にその取調を終ることができない、且つ、被検者の放放がそれらの取調を甚しく困難にするものと認められたときは、検査官の請求により前項の期間をさらに延長することができるものとし、この期間の延長は累計して十日を越えることができるものとする。

（）ものとすること（第ニ項として並記）。

（第ニ六、一〇、一ニ）

四 勾留期間要請の制度について（第回ノ三）

委嘱以上の宣判に处する次の宣誓があつた場合は法第六・条第二項但書の勾留期間要請の除外事由に加えること（法第六・条ニ項の改正）

五 捜査官の勾留請求制度

公訴提起と同時に公訴提起後の勾留についても、検査官にその請求権を認められること（法第六・条一項本文の改正）

（第ニ六、一〇、一ニ）

六 捜査官と検査官としない被検者の勾留

裁判所は、被検者につき法第六・条第一項の要件が存在する場合には、検査官の取

論を受け度に拘束されでいる被質者たつりでは拘束の範囲となつてはいる課外の罪につき、検察官の請求により、通常の手続を経由しなりてこれを勾留することができるものとすること（法第ニ〇七条等の改正）。

六
大　東海と高瀬とした被質者の勾留（参考葉）法ニ六、一〇一九

刑事訴訟法第二〇六条に次の二条を加えること。

第二〇六条の二　検察官は、既に量刑又は勾留されている被質者について、その直外の罪につき、必要なときは、直ちに裁判官に対し被質者の勾留を請求することができる。

二　被質者が刑の執行を受け度に監禁に付る場合も、前項と同様である。
三　前二項の請求を受けた裁判官は、被質者が釈放されたときは、勾留状を差し取り得べきである。

刑事訴訟法第二〇七条中「前三条」とあるのを「前四条」に改め、「前条第一項」とあとのを「第二〇八条第一項」に改めること。

九 勅旨の取消

裁判所は、勾留を取り出すに際し、逐次の許可は勾留の執行停止に関するものと「法入に為、
廻避、あらかじめ検察官の意見を聽かなければならぬものとすりこと」（第一条に「廻避加減の改正」）

十

公訴書印・管轄區の場合は勾留の実効制限（第十九条）

訴訟、免訴、判の免除、判の執行猶予、公訴書印（第三三八条等）若及び管轄區に
よる場合を除く。罰金又は料料の裁判の宣告があつたときは、勾留は、その能力
五天のものとする。（第三四五条の改正）

十一

勾留状の管轄区以外における發行（第三六一〇、一二）

一、檢察事務官又は司法警務員は、必要があるときは、管轄区以外で勾留状を發行
し、又はその他の檢察事務官又は司法警務員にその發行を求めることができるもの
とする（第一条に「廻避加減の改正」）

二、被犯人の更生地が判らぬときは、裁判長は、検事長に勾留状の發行を請求する

ことができるもうひとこと（法第二条第一項の改正）。

八

十一の二 法第十九条各款第三項により検査の結果五月う要は審査委員の看護区院外の職務執行について

該第一九条第三項の規定により検査官の審査を終了する司法警衛員は、検査官の職務が終了した場合には、その管轄の管轄区域外で懲戒を行つたがざるものとすること（法第一九条の改正）。

（昭三六、一、一八）

十二 健利保険について（第五、一）

一 健利人が施設一昼夜以上の療養又は賃宿にあたる額をだしたものであるとき、及び

該名への内名又は該名のいずれかが用ひてなりときは、健利保険を許さないことがなきものとすること。（法第十九条一号及び五号の改正）

二 左に掲げる場合は健利保険の除外事由に加えること。

（一） 健利人の死亡を防止することができないことと競うに足りる充分な理由があるとき。

（四） 健利人が五年以内に保険を承り消さざることがあなとき。

（四） 健利人所・多額の貰ふしてうち施設にその職方の下に交付された見につき、これを交付し、又は実行としてこれに切替したものであるとき。

（五）

（六）

（七） 健利人が、裁判所又は裁判官が法第二条の趣旨で事件につき審判その他の手

段をすむに致し、これを妨げたとき。

（八） 健利人が、被害者その他の事件の審判に必要な知識を有すると認められり者の身体又は財産に不法且つ悪意をもて行状をすむと疑うに足りる相手な直前があるとき。（法第十九条に重複）

（昭三六、一、一九）

十三 健利保険について（第五、一）

一 健利人が定期一年以上の契約又は契約にあたる額をだしたものであるとき、該當

人の姓名又は易のいづれかが而かでないとき及び健利人が率直に拒絶するに至りて充分な理由があるときは、健利保険を許さないことがなきものとすること（法第十九条第一号、四号及び五号の改正）

二 左に掲げる場合は健利保険の除外事由に加えること。

（一） 健利人の逃亡を防止することができないと疑うに足りる充分な理由があるとき。

（四） 健利人が五年以内に保険を承り消されたものであるとき。

（四） 健利人が多額支取して差をだしたものであるとき。

（四） 健利人が、被害者その他の事件の審判に必要な知識を有すると疑うに足りる相手な直前があるとき。（法第十九条に重複）

備考： 改第十九条第一項中「検査の理由」とあるのを「充分な理由」と改めること。

九

(八章)

(四二六、一三、一三)

一〇

十二 善利保款について（算五ノ一）

一 善志人ガ先判ヌは無期若しくは定期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪五犯しだものであるとき及び被告人の氏名又ロ住居のノそれかが明かでないときは、被保款を許さないことがでざるものとする（法ハ九条一号及び五号の改正）

ニ 左に掲げた場合を善利保款の除外事由に加えること

（一） 被告人が五年以内に保款を取り消さ「れた」ことがあるとき

（二） 被告人が多罪実質して罪を犯したものであるとき

（三） 善志人ガ被害者その他の事件の審判に左舉な知識を有すると認められる者の身体又は財産に不安を感ぜしめる行状をすうと疑うに足りる相違な理由があるとき

（四） 善志人ガ九条に違反

十三 捕取取消・勾留執行停止取消について

(昭三九、一〇、一一)

訴訟又は勾留の執行停止を請求すべき場合には、職務による外、検察官も、また、裁判官に付しこれを請求することができるものとすること。(法九六条一項の改正)。

十四 捕取取消・勾留執行停止取消について(第五ノ四) (昭三六、一一、五)

(昭三六、一一、五)

- 左の場合を除く又は勾留執行停止取消事由に加えること。(法九六条の改正)
- 一 被告人が、捕取又は勾留の執行停止中に犯した罪につき、勾留状を発せられたとき、
- 二 被告人が、裁判官又は裁判官が付すその他の場所で事件につき審判その他の手続をするに際し、これを妨げたとき、
- 三 被告人が被る者その他事件の裁判に必要な知識を有するに認められる者の身体若しくは財産に不安を感じしめる行状をしたときは、

十五 捕取取消の場合の緊急取扱いについて(第二ノ五)

(昭三六、一一、五)

- 一 第八条第一項に定める書面を持持しない場合においても、急速を要するときは、

検察官の指揮により、被告人に對し取扱若しくは勾留の執行停止が取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて被告人を釈置することができるものとすること（但し、これらの書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬものとする）。（九八条に追加）。

二 句留中に鑑定留置命令がなされた場合において、鑑定留置命令が取り消され又は鑑定留置期間が満了したときは、前項と同様とする（同右）。

（昭和二十六年一月三日）
（代書）

「昭和二十六年一月三日」

十四 保釈取扱等の場合の緊急取扱について（九八条）

一 第九八条第一項に定める書面を附けない場合においても、危険を要し、その書面を示すことができないときは、検察官の指揮により、被告人に對し取扱若しくは勾留の執行停止を取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて被告人を釈置することとする（但し、これらの書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならないものとする）。（九八条に追加）。

二 句留中に鑑定留置命令がなされた場合において、鑑定留置命令が取り消され又は

鑑定留置期間が満了したときは、前項と同様すること。（同右）。

マイタケ

参考 法第73条第3項中「急遽を要するときは、」あるのを「急遽を要し今狀を示すことができないときは、」に改めること。

（昭和二十六年一月三日）

十六 勾引した証人の身柄の処置

勾引状の執行を受けた証人を護送し又は引致した場合において必要があるときは、

該に監禁の警察署にこれを留置するものとする（法第53条に一項追加）。

十七 被人出頭費用の前払

一 罷職を受けた証人が会見等のために口に在することができない場合には、その請求により、あらかじめ旅費・日暮及び宿泊料を支拂ふことができるものとする（法第64条に追加）。

二 前項の支拂を受けた者が出頭の必要がなくなったときは、裁判所は、前に支拂った費用の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、支拂を受けた者が正当事由でなく、出頭せず、又は宣誓若しくは証言を拒んだときは、前に支拂した

費用の全部の返還を命じなければならぬものとすることは「六四条に定め」、
二、前項の返還を命ずる裁判の執行については、法第廿九〇条の規定によるものとす
ること（「法第九〇条の改正」）。

十八 債足留置制度について

一、勾留中の被り人又は被疑者に対し、債務留置が命ぜられたときは、その期間中
勾留は、その執行を停止されたものとすること（「法第一六七条の改正」）。
二、債務留置命令の執行につき、必要があるときは、裁判所は、被り人又は被疑者を
収容すべき病院その他の場所の管理者の申し出により司法警察職員に被り人又は被疑
者の看守を命ずることができるものとする（「同上」）。
三、裁判所は、既に定めた債務留置期間を必要にたじ変更することができるものとす
ること（「同上」）。

食因者に対しては、見世見附の中立（法第500条）をまたず、刑の実施をする場合に、国庫弁護人に支拂すべき旅費・日当・官油料及び飯料の全部又は一部を負担させないことができるものとする（ほーへー高く理事会をかたる）。

（昭ニ六、一〇、一三）

二十 訴訟費用の免除手続

- 一 訴訟費用の負担を令する裁判を言い渡した裁判所が教訓あるときは、最終にその言渡をした裁判所に対し全部の訴訟費用につき、その執行免除の中立をすることができるものとする（法五〇〇条第一項の改正）
- 二 執行免除の申立て期間を三十日に延長すること（法五〇〇条ニ項の改正）。

（昭ニ六、一一、一五）

二十 訴訟費用の負担の免除手続

- 一 訴訟費用の負担を令せられた者は、食因のためこれを完納することができないときは、裁判所の権限の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の見附の中立をすることができるものとする（五〇〇条第一項）。

（五

二 前項の申立は、前記費用の負担を命ずる裁判が確定した後三十日以内にこれをしなければならないものとする（五〇〇条ニ委）。

二十一 正式裁判取下の場合の訴訟費用の負担

検察官以外の者が正式裁判の請求を取り下げた場合には、その者に正式裁判に関する費用を負担させることができるものとする（法二八四条の改正）。

（昭三六、一一、一二）

二十二 供述拒否権告知の制度（第九〇一）

法第十九条第二項を改め、被疑者は、検察官・検察事務官又は司法警察員の取調に対し被疑事實に關し自己に不利益な供述をしないことをができるものとする（法一九八条ニ項の改正）。

（昭三六、一一、一二）

ウイニル

（代表）

（昭三六、一一、一二）

二十二 供述拒否権告知の制度（第十九〇一）

検察官・検察事務官又は司法警察員は、被疑者の取調に關し、あらかじめ被疑者に對し、不利益な供述を強制されるものではないことを告げなければならぬものとする（法二九八条ニ項の改正）。

（昭三六、一一、一二）

二十三 連檢時間（第十九一）

一 檢察官又は司法警察員は、第二〇二条乃至第二〇五条の時間の制限内に被疑者の留置が必要であるかどうかを決めることができない特別の事由があるときは、裁判官にその事由を説明して、時間の制限の延長を請求することができるものとする（一）前項の請求を受けた裁判官は、請求の理由があると認めるときは、前項に定める時間内に限り、四十八時間を超えない範囲内で延長すべき時間の制限を定めることができるものとする（以上二〇五条の二を新設）。

二 檢察官又は司法警察員が、天災、事変、交通の関係その他のやむを得ない事情によつて第二〇三条乃至第二〇五条の時間の制限に従うことことができなかつたとき

（二）

大学矯正・保護総合センター

は、檢察官は、裁判官にその事実を説明して、被疑者の勾留を請求することにしておきるものとすること。

三項を三項とし、開項中「前項」にあるのを「前二項」に改める)。

卷之三十一

喫茶店又は可体屋等は、第一〇三番及び第一〇四番の時間の制限内に営業を

る相手が出来てあるかどうかを決めることができない将来的な事由があるときは、

おおむねその理由を察知して、時間の制限の延長を請求することができるものとする。

前項の請求を受けた執行官は、原告の理由を認めざるときは、古文に定ら

る時間帯に限り、二十四時間を超えない範囲内で定義すべき時間の制限を定める。

（アーヴィングの死後、アーヴィングの死後）

後宮又は司法冤兵が、天災、事失、文道の關係その他の心を得ない事例

は、檢事官は、裁判官にその事実を説明して、被疑者の何處を指掌するごとに、

きるものとする」と

前項に定める事項によつて、第二〇五条の二の所定の制限に該うことができな

卷之三

卷之三

610

(昭和二十六、一一、一三)

二十五 捜査捜索差押及び検証について(第十一)

- 一 檢査官・検察事務官又は司法警察官は、差押・搜査又は検証をするに際し、死刑・無期又は長期三年以上の懲役若しくは禁煙にあたる他の罪に関する調査の結果を発見した場合において、急遽を要し、裁判官の令状を求めることができないときは、破りにこれを差押えることができるものとすること。(法二「八条に並び」)
- 二 計量の優差押をした場合には、直ちに裁判官の令状を求める手續をしなければならないものとすること。(同上)
- 三 前項の令状が發せられないときは、差押物は、直ちにこれを運付しなければならぬものとすること。(同上)

(昭和二十六、一三、一三)

(代案)

二十五 捜査捜索差押及び検証について(第十一)

- 第一 檢査官・検察事務官又は司法警察官は、差押・搜査又は検証をするに際し、令状を有する場合に於いても、急遽を要し令状を示すことができないときは

一九

は、終令を受けらる者に對し、令状が發せられてゐる者及び令状の内容の原旨正告げて、これをすることができるものとすらこと。(法ニ一ハ卷に述む)

二、前項の場合において、令狀は、できる限り速やかにこれを不さなければならぬものとすること。(同上)

備考 漢律七三条第三項中「審意を要するときは、」とあるのと「思慮を要するときは、」とあるのとされることは、思慮を要するときは、しに改めること。

第二

一、檢察官・検察事務官又は司法警察署員は、差し押えるべきものと定めた場合において、急迫を要し裁判官に対し令状の訂正を求めるときは、その事由を述べてその物を差し押えろことができるものとすること。但し、複数をしなければその物を差し押えうことができない場合は、この限りでないものとすること。(法ニ一九卷に述む)

二、前項により物を差し押えたときは、直ちに裁判官に対し令状の訂正を請求しなければならないものとすること。(同上)

三、前項の請求が却下されたときは、差押物は、直ちにこれを差し押付しなければならないものとすること。(同上)

第三

一、檢察官・検察事務官又は司法警察署員は、死刑又は無期罰しくは長期三年以

イ、丙一

上の釋放若しくは禁錮にあたる罪に関する特別な証拠物を差し押した場合において、急迫を要し、裁判官の令状を求めることができないときは、専令を發する旨にその事由及び被服事件を告げてその物を看守し、又は檢察事務官若しくは司法警察署員は、これと看守させることができるものとすること。但し、その物が人の健康にあらときは、看守のため新らたに立ち入つてはならぬものとすること。(法ニ一八卷に追加)

二、人の住居又は人の看守する邸宅、建物若しくは船舶内で前項の命令をすら

場合にわたりて、専令を發ける者がその場所にいないときは、住居主若しくは船舶の所有者又はこれらの擔當代り者に前項の専令を告げなければならぬものとすること。(同上)

三、前項により拘置看守する場合には、何人に対しても、許可を得なければその物を移動させ又はこれに変更を加えることを禁止することができるものとすること。(同上)

四、前項の禁止に従わない者は、これを懲戒せることができるものとすること。(同上)

五、第一項により他の看守をはじめ大場合には、直ちに裁判官の令状を求めてそれを差し押えなければならぬものとすること。(同上)

備考 漢律一〇条中「専令を發ける者は、次に「又はこれに代るべき者」と

之る。

二二

(昭三六、一〇、一九)

二十八、有罪の自認とした者については、仮開廷判の適用がないものとし、且つ簡易な詎問調査の特別を設けることの可否

次のような簡易手続を創設するものとすること。

一 裁判長は、起訴状の期贅が添つた際、起訴状に記載された被容及び罰金について、

できる限り平易に説明するものとすること。(法二九一条三項に追加)。

二 死刑にあたる事件については、この簡易手続によることができないものとすること。

三 死刑にあたる事件以外の事件の被告人が、法律二九一条件二項に定める陳述の機會に、起诉状に記載された誘因及び罰金について有罪であると自認したときは、裁判所は、左の事件の全部をみだすと認める場合に限り、決定を以て、判の量定に関する資料の取扱に係る旨を宣告することができるものとすること。(法二九一条の二)

一 被告人が許因及び罰金の内容を理解した上自由な意志に基いて有罪の自認をしたものであること。

- 2 被告以外の証人により、有罪の自認が、眞実に争うと認められること。
- 3 被告人の自認する原因及び審査によつて有罪の言渡がでざると認められること。
- 4 犯行した共同被告者がゐるときは、その全部が有罪の自認としたものであろうこと。（「但し、弁護を分離することを妨げない。」）
- 5 法律二八三条及び第二八四条に定める場合において、代理人又は弁護人が出頭し、被告人の作成した有罪自認の中立書を提出したときも、前項と同様とすること。（「法二九一条の二」）
- 6 前記第三項第一号にかぎる証人調査については、法律二九六条乃至法三〇九条の規定によらず、裁判所が公判庭で自由な方法でこれを行いうるものとし、一方、審査と認めるときは、陪審、検察官、被告人、代理人又は弁護人の意見又は弁護と聽くことができるものとすること。（「法二九一条の二」）
- 7 前項の証拠については、前項基準に附する法第33条の基の適用がないものとすること。（「法二九二条に准ずる」）
- 8 裁判所は、刑の量定に関する資料の取扱に係る旨の決定をした後ににおいて、被告人の有罪の自認が錯認に基づき恐しくは真実に争うと認め、又は想当然に記載されを認めたときは、開示によつて有罪の言渡をすることがでざると認めるとさその他事案の真相を明らかにするため特に必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の申立により又は取扱で、決定を以て、刑の量定に関する資料の取扱

に居る者の決定を取り消さなければならぬものとすること。^(法第ニ九一条の三)

八 前記第五項による証明調査を終た事件について、刑の量定に關する資料の取扱に發る旨の決定がなされなかつたとき又はその決定が取り消されたときは、専ら天に一般の例により証明調査しなければならないものとし、假前の趣意をそのまま、眞理とすることはできないものとすること。^(法ニ九二条の四) 法三ニロ条に一項を加える。)

九 刑の量定に關する資料の取扱については、証明調査に關する法第ニ九八条及び第三百条乃至第三一〇条の規定を準用するものとし、なお、この場合において、検察官及び被告人に質問がないときは、書類の贈託又は証物の展示若しくは開示正當化することができるものとすること。^(法三一〇条の二)

十 刑の量定に關する資料の取扱に據る旨の決定があつた時は、その決定が取り消されなければならないものとし、この場合には、罪となるべき事實及び法令の適用を承認せざり得るものとすること。^(法三三五条に追加)

^(法ニ六一ニ三 团体委員会)

二十八 有罪答申に基く特別公判予報について

イ 内一

次のような特別公判予報を創設するものとすること。

一 死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事由以外の事件の被告人が、法第ニ九一三条第三項に定める陳述の機会に、起訴状に記載された訴因の全部について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、特別公判予報による旨の決定をすることとされるものとすること。^(法第ニ九一一条の二第一項)

二 前項の決定があつた事件については、法第ニ九六条、第ニ九七条、第ニ九八条乃至第ニ九二条の規定は、これを適用しないものとすること。^(法第ニ九一一条の二第二項)

三 第一項の決定があつた事件については、裁判所は、法第ニ四条乃至第三〇七条の規定にいかわらず、公判其本よりて、適当と認める方法で証明調査とすることができるものとすること。^(法第ニ九一一条の二第二項)

四 特別公判予報による旨の決定があつた事件については、法第ニ二〇条の規定は、これを適用しないものとすること。但し、検察官、被告人又は弁護人が証明とすることに異議を述べた起訴については、この限りでないものとすること。^(法第ニ二〇条第二項)

五 特別公判予報による旨の決定があつた事件について、訴因の追加又は更迭が行われたときは、裁判所は、特別公判予報による旨の決定を取り消さなければならぬ

ものとすること。
（法第ニ九一条の二又は法第ヨ一五条の二）
六 特別公判手続による者の決定を取り消したときは、公判手続を更新しなければならぬものとすること。
（法第ヨ一五条第ニ項）

（昭ニ大・一〇・一二）

三十 上訴審決意倒伏について
死刑の判決の宣もがあつた場合を除き、書類で上訴権の放棄ができるものとする。

（法ニ九条乃至ニ六一条等の改正）

（昭ニ大・一〇・二六）

三十一 墓碑の導送について
一 墓碑者の葬儀者としての基本属性は種別するごと、併し、以下葬儀においてこれを修正機知するものとすること。
ニ 刑の量定不適正理由とする控訴においては、第一審の骨牌終結後に生じた新たな事実を取り扱うことができるものとすること。この場合において、前の量定が不当であると認めたときは、原判決を破棄して自判するものとすること。
三 事実誤認と理由とする控訴においては、第一審の骨牌終結後に生じた衝撃的な事

失（例えば傷害被被害者の死むし夫という事実）は取り調べないものとする。但し、第一審弁論終結前に取調べでさなめつた場合を除き、当事者の請求により、これを取り調べらがができるものとすること。

四 前項但書の場合において、当事者から既取調べの請求ができないときであつても、裁判所は、相手と認めるとときは、取扱で新たに復調を取り調べらができるものとすること。

五十一 被訴客の構造について

（第2二大、一二、三）

- 一 被訴者の事務官としての基本構造はこれと確存し、以下実例においてこれを修正補充するものとすること。
 - 二 刑の量刑が不当であること又は判決が影響及ぼすまでの事実の誤認があることと正理由として控訴の申立てとした場合には、第一審の弁論終結後に生じた新たな事実と不採用らがができるものとすること。
 - 三 控訴審における事実の取調べに際しては、第一審の弁論終結前にその取調べができるかつた新らたな事実についても、当事者の意に任ずべき事由により第一審においてその取調べができ力かつた場合を除き、当事者の請求により、これを取り調べらること

がであるものとすること。

四 前項により当事者がらその取調を請求するとのできない場合であつても、裁判所は、相当と認めときは、取扱で新らたな證拠を取り得ることができるものとすること。

五 第二項の場合において、控訴裁判所が新らたな事実を取り得て大過原判状を破棄する場合には、差し戻すことなく直ちに判決をしなければならないものとすること。

昭和二十六年一月一九日

(昭二六・一三・三)

古田常次郎

法務省公判事務部会

委員長 小野清一郎殿

社説書の構造について

控訴審の当事者としての基本構造は概要すること。但し以下の数段において、これ

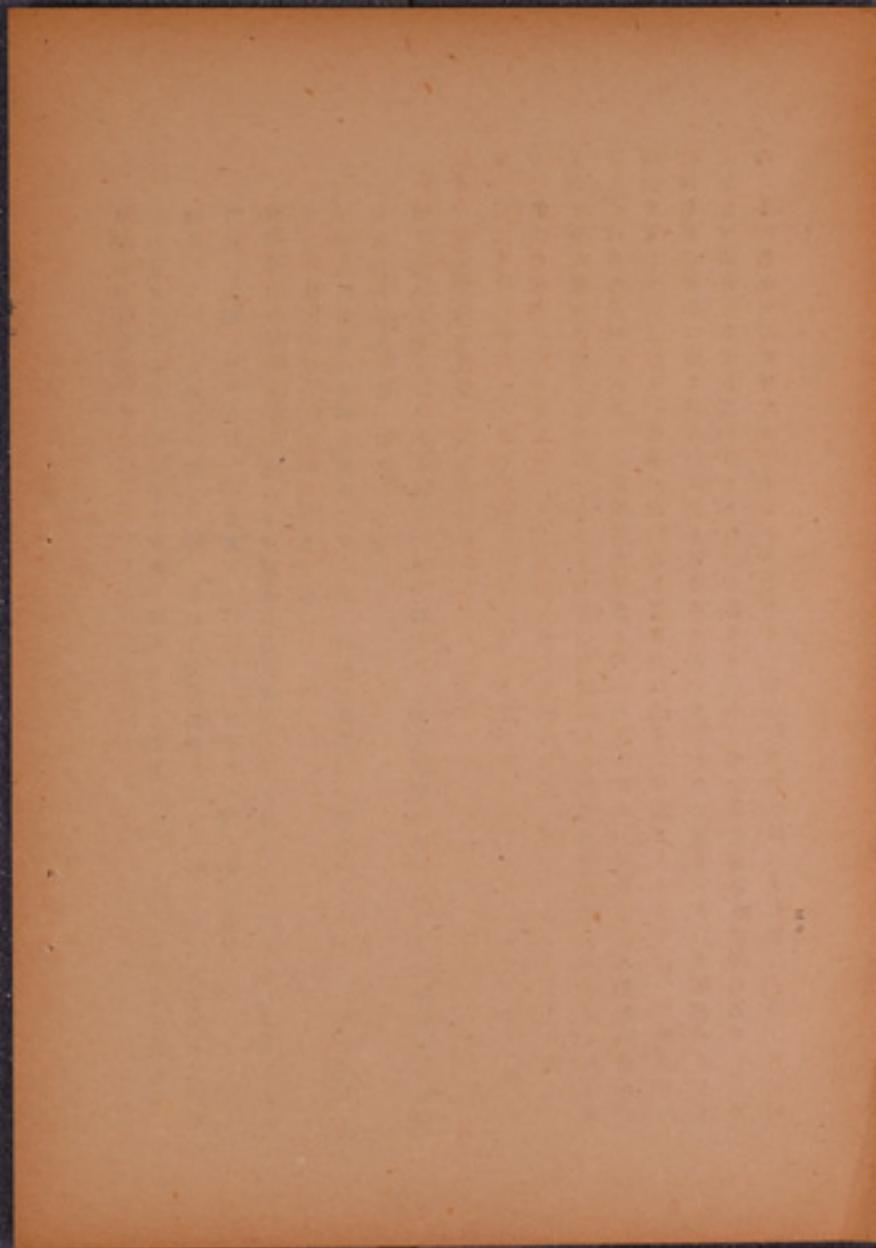
イカニ

正修正すること。

二 刑の量刑の不適切さは事實誤認と理由とする立訴においては、当事者に遺るしい憤慨がなかつた場合に限り、第一審の奇論怪論に生じた新らたな事実がしくは終始前に取扱ができなかつた點等につけても、当事者の請求又は取扱で、これと取り調べができる。但し事實誤認と理由とする場合には新らたな事実を主張することはできないものとすること。

三 当事者が前項の取扱を請求するには、控訴主文書に、憤慨がなかつたことを説明する資料を添附しなければならない。

四 第二項の取扱により刑の量刑の不適切さは事實誤認を認めるとときは原判状を破棄して自判するものとすること。



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

昭和二十六年十二月五日

(昭二六・一一・一三)

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法制審議会刑事法部会

委員長 小野清一郎 殿

序

一

控訴審の構造について

新刑訴法施行後三年を経過しようとする今日、わが国の法曹は、漸く訴訟の運用に慣れ、今や訴法の理想とする第一審裁判の充実強化が図られようとしている。地方控訴審は旧法事件の処理から漸く解放され、訴法の控訴者に敵しようとしている。このように訴法の所事手続が全面的にその理想とするところに近い運用されようとする段階に、その十余年間の結果を検討する職もなく、今直ちに控訴審の構造を變更しようとする二点には多大の疑問がある。裁判所の負担の面から見ても、民事事件が急激に増加の傾向を示している現状、刑事の控訴審と複審或是控審の構造とするときは、控訴裁判所は到底其の負担に耐え得ないと思われるのであって、かりに本文との次第が行われたとしてもその実を挙げることはできないであろう。今、控訴審と複審或是統轄とすることは、第一審完結の裁量に逆行するるのであり、徒らに名稱を改めることによつて何

事裁判は第一審通りの調向を踏つて至るべく、裁判全体の水準を低下するに至ると思われる。果してこれが被告人の正吾な利益を保護するゆえんであるかどうか疑なきを知らない。

然つて、控訴審は、ろくまでも事證者の職業と照合しなければならぬし、しかも、被控訴の控訴審の適用の実態を見ると、法第39条第3項の解釈が坐らすとも明確でなく、然つてその同種な適用が否とされていることは事実であるから、この原簡易の簡易を用ひての規定を設ける必要がある。よつて判決の通りの私案を提出する。この私案の程度見るつて控訴審の趣旨の改正は十分であると考える。

一 法第38条の改正

判の量定が不适当であることを理由として控訴の申立をした場合には、次の別によること。

一 控訴記録又は原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて判の量定が不适当であることを指すものがあるときは、これを控訴審意書に適用しなければならない。

二

原審において取調べ請求し却下された証拠又はやむを得ない事由によつて原審のの開始終結前に取調べを請求することができなかつた証拠によつて判の量定が不适当であることを指すに足りる事実があるときは、控訴審意書にこの事実を記載し、且つこれにその事実を説明することができる旨の原簡易を添付しなければならない。

ナ カー

二 法第38条の改正

事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立てした場合には、次の例によること。

一 控訴記録又は原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを指すに足りるものがあるときは、これを控訴審意書に記載しなければならない。

二 原審において取調べ請求し却下された証拠又はやむを得ない事由によつて原審の开始終結前に取調べを請求することができなかつた証拠によつて判決に影響を及ぼすべき誤認があることを指すに足りる事実があるときは、控訴審意書にこの事実を記載し、且つこれにその事実を説明することができる旨の原簡易を添付しなければならない。

(昭和二十二年一月 国議委員会)

三十一 控訴審の構成

専審室の見解に賛成するものであるが、もし実質的な改正が不可避であるとすれば甲案を採用し、さらにやむをえないときは乙案を採用する。

(甲案)

一、判の審定の不當又は事実の誤認の缺があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、証拠整理をする旨の決定（裁決）をすることができるものとすること。

二、既先審理をする旨の決定があつたときは、原判決の後にほじた事実をも取り調べることができるものとすること。

三、前項の場合において、あらたな事実に基き原判決を改棄しなければ正直に及さないものとすること。

（乙第）

一、第ニハニ系第一号の前に次の一項を加えること。

一、判決があつた後にあらたな事実が生じて判決を改棄しなければあからかに正義に反すること。

二、第三九ニ系第一号に次の趣書を加えること。

但し、第ニハニ系（新）第一号に規定する事由に関しては、この限りでない。

（昭ニ大、一二、一九）

控訴審の権益に関する改正案（出財案）

第三九三系ニ附

控訴裁判所は、判の量定若しくは判決に影響を及ぼすべき事実の認定に關し、第一審の審論終結前に取調べできなかつた証人又は第一審の審論終結後に生じた事実に關する証拠を取調べることを通告と認めるときは、撤回せしめ又て、新しい証拠の取調べを開始する旨を認定すことができる。

第四〇〇条ニテ

第三九二条等に類似する取調べにより、判の量定が不适当又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があると認めるときは、判決を廢判決と認定し、複数事件について更に判決をしなければならない。

控訴裁判所は、前条の調査をするについて必要なときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は権限で事実の取調べをすることができる。

前項による事実の取調べは新たな証拠の取調べを含む。

新規試験の取扱をするときは、報告人を出頭させなければならぬ。又新規試験の取扱をしたときは、その結果に基づく検査及び被験人の奇跡を許さなければならぬ。

「現在の第一項検査及び第二項を削除する」

(代案)

三十一 指訴書の構造について

一 葉刑不當又は事実誤認を理由として控訴の提起をした場合には、控訴願意書にやむを得ない事由によつて原告の立場が前に取扱を終了することができなかつた証拠によつて証明しうべき事実であつて判決葉刑不當又は明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるるを確信することができるものとし。

二 の場合に、控訴願意書に、やむを得ない事由によつてその証拠の取扱を請求を請求することができなかつた旨及びその証拠によつてその事実を証明することができない旨を陳述する資料を添附しなければならないものとする(「法第三ハニ条及び三ハニ条に適用」)。

二 控訴裁判所は、特に必要があると認めるときは、審理で、第一審争訴の結果に生じたあらたな事実の取扱をすることができるものとし、この取扱の結果、裁判

(昭和二十一年一月)

三十一 在訴審の構成について

一 葉刑不當又は事実誤認を理由として控訴の申立てとした場合には、控訴願意書にやむを得ない事由によつて原審の判断が前に取扱を終了することができなかつた結果によつて証明しうべき事実であつて判決葉刑不當又は明らかに判決に影響を及ぼすべき事実であるべき事実であつて判決葉刑不當又は明らかに判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があることを信ずるに足りるものを用意することができるものとし、この場合には、控訴願意書に、やむを得ない事由によつてその証拠の取扱を請求することができなかつた旨及びその証拠によつてその事実を証明することができるものとする。該証拠の資料を添附しなければならないものとする(「法第三ハニ条及び三ハニ条に適用」)。

二 控訴裁判所は、第一項ニ掲ぐの開示をするについて必要があるときは、原審官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職務で事実の取扱をすることができるものとすること、既し、第三ハニ項第ニ項(新)又は第三ハニ項第ニ項(新)の規定があつた証拠で判決葉刑の不當又は判決に影響を及ぼすべき事実の証拠を証明

するためだけに笑くことができないものについては、その取扱はしなければならないものとして「法第三十九条第一項」。

三十九
三
裁判所判例は、事業の運営を頼らかにし又は著しい刑の量刑不適と認するため必要があると認めるときは、職務で一方で著しく過失に生じた事業の取扱をすることができるものとし、この取扱の結果、裁判法を破棄しなければ同一に正義に反すると認めるときは、公判式を改棄することができるものとすること(法第三十九条第三項、法第三十九条第二項)。

四
裁判所は、前三項の規定により訴願をしたときは、被請求者及び被請求人にその結果に基く弁論を許さなければならぬものとすること(法第三十九条第四項)。

三十
上告审理申立て制度について(第百十一条)

一
最高裁判所は、第四、五條の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、裁判所の規則の定めるところにより、その判決確定前に申立てがされた場合に限り、自ら上告権としてその事件を受理することができるものとすること(同上同一百一項)。

二、荷物の申告をした者は、裁判所の規則で定める期間内にヒガ受理市立の理由を説明した理由書を差し出さなければならぬものとする（「簡便ニ環」）。

三、最高裁判所は、自ら上告者として事件を受理するときと認めるときは、荷物の理由書を受理した日から十四日以内にその旨の決定をしなければならないものとする（「なお、この場合において、申立の理由中に重要でないと認めるものがあるときは、これを除外することができるものとする（「簡便ニ環」）」）。

四、荷物の決定があつたときは、第ニ項の理由書を、その書面に記載された理由（荷物の規定により排除された理由を除く）をもとの理由とする上告意書とみなすものとすること（「簡便ニ環」）。

五、第一項の申立は、裁判所の確定を妨げる努力を用ることとする（「簡便ニ環」に定める理由書が差し出されず又は第ニ項の決定がなされないで第ニ項又は第三項の規定が発生した場合はこの限りでないものとすること（「簡便ニ環」）。

六、右の改正に伴い訴訟上場に関する判決規則（訴訟法及び訴訟費用の制限法）にとり入れるのであること、

三十三 評式命令手続について

（昭二大、一〇、一一）

一、評式命令について、と日本法の評式命令を置かないものとし、評式命令に対する

る審議はすべて正式裁判によるものとする」と(法四大一案ニ度至則參)。

二、略式命令請求書の原本の送達は、二案と争しないものとする」と(但し、刑事訴訟法第243条の規定により審判する場合には、一級の時にするものとする二と(法四大ニ案ニ度至則參))。

三、略式命令が送達されなかつた場合には、公訴棄却の決定により訴訟が終結するようとする二と(法四大ニ案ニ度至則參))。

四、正式裁判の請求期間を十日目に延長する二と(法四大ニ案及法四大五案の修正)。

五、略式命令で破損料を含むとするものとする二と(法四大一案一項等の修正)。

三十三、略式命令手続について

一、略式命令の請求をする場合には、検査官が、あらかじめ、被疑者に對し、略式手続について判りやすく説明し、且つ、公判看護を受ける権利がある旨を告げた上、略式手續によることにつて被疑者に異議がないかどうかを確かめなければ

チヨウ

ならないものとする二と(法四大ニ案の一案と異同))。

二、略式命令請求書には、略式手續によることついて異議がない旨の被疑者の同意書と添附するものとする二と(法四大ニ案にニ項として追加))。

三、裁判所は、前項の同意書が提出されていない場合又は検査官が一、たとめ者手書きと持つていないと認めたときは、通常の規定に従い、審判しなければならないものとする二と(法四大ニ案にニ項を追加、法四大一案ニ項と削除))。

四、略式命令請求書の原本の送達は、これを要しないものとする二と(但し、法四大ニ案の規定により審判する場合には、一般の例によるものとする二と(法四大ニ案に追加))。

五、略式命令が略式命令請求の日から大審月以内に送達されなかつた場合には、公訴棄却の決定により訴訟が終結するものとする二と(法四大ニ案の次に一案を加える))。

六、正式裁判の請求期間を十日目に延長する二と(法四大ニ案及法四大五案の修正)。

七、裁判権について。

(甲第) 裁式命令についても、判決による認合と同様成的付を令じうるものとする二と(法四大一茶の改正、法四九三茶に「調査部」)。

(乙第) 正式裁判の申立があり通常の規定に従い審判すべきこととなつた場合において、被告人の請求があつたときは、裁判所は、判決前に、決定で、裁判権の裁判に付き既に執行した本権の改選を令じ、又は被告付の裁判についての執行を停止することができるものとする二と(法四大一茶の改正、法四大八茶の大改一茶追加)。

三十三 裁式命令手続について

(昭二大、一一、一五)

七、成の付等について

- 1 裁式命令についても、判決による場合と同様成的付を令じうるものとする二と(法四一茶の改正、法四九三茶に「調査部」)。
- 2 被告人は、罰金・料金又は連続の裁判の確定前に、その裁判をした裁判所に対する検察官の検査官に対し、その全額の全額又は一年の予算を申し出ることができるものとすること。

3 治科、訴訟費用又は費用賠償の負担を命ずる裁判の執行が停止されている期間も、
罰金と同様とすること。

4 前二項の予拂があつた際に、罰金・料料又は追徴の裁判が確定し、又は過料・訴訟
費用又は費用賠償の裁判の執行ができることになったときは、その金額の限度におい
て裁判の執行があつたものとみなすこととすること。

5 罰金の場合は、予拂金が罰金・料料・過料・訴訟費用又は費用賠償の
全額を超過するときは、その超過額は、これを差し引ければならないものとすること。
(以上法四九〇条の二)

二十九 被害者等の通達制度について

(昭和二十六年一月一日)

三十 評議会令平成について

甲案

一 地方裁判所、家庭裁判所若しくは高等裁判所や公判の場所のあつた事件又は簡易
裁判所に公判の請求があつた事件若しくは評議会令の請求があつて評議会令をする
ことができず若しくは評議会令をするのを解きでないとされた事件については、裁
判所は、遅滞なく起訴状の原本を被り人に送達しなければならないものとすること。

四二

相の場合は公訴の提起のあつた日から四箇月以内に起诉状の原本が送達されねばときは、公訴の提起は、その能力を失うものとし、この場合には、裁判所は、決定で公訴を棄却しなければならないものとすること。

右の決定に対しては、即時報告ができるものとすること。

二、簡易裁判所に略式命令の請求があつて略式命令の要せられた事件については、その命令が請求後の四箇月以内に被告人にされざるときは、公訴の提起は、その能力を失うものとし、この場合には、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならないものとし、もし略式命令が検察官に告げられてゐるときは、略式命令を取り消し公訴を棄却しなければならないものとすること。

一の第三段の規定は、前項の場合に準用するものとすること。

二十六 起訴状副本の送達制度について 三十三 略式命令手続について

て案

一、地方裁判所、高等裁判所又は簡易裁判所に公訴の提起があつた事件については、公訴の提起のあつた日から四箇月以内に第一回公判期日の四箇月を被告人に送達することができなかつたときは、公訴の提起はその能力を失うものとし、この場合には

古田

は、裁判所は、決定で、公訴を棄却しなければならないものとすること。

簡易裁判所に公訴を請求した事件、又は簡易裁判所に略式命令を請求した事件で略式命令をすることができず若しくは略式命令をするのを猶豫でないときれた事件についても、猶豫と同様とすること。

簡易裁判所に略式命令を請求し、略式命令の要せられた事件については、略式命令を請求した日から四箇月以内にその命令を被告人に告げることができなかつたときは、公訴の提起はその能力を失うものとし、この場合には裁判所は決定で公訴を棄却しなければならないものとすること。但し、略式命令がすでに検察官に告知されているときは、裁判所は、略式命令を取り消し公訴を棄却しなければならないものとすること。

第一項から前項までの公訴棄却の決定に付しては、即時報告ができるものとすること。

二、簡易裁判所以外の裁判所は、第一審として報告事件につき公判手続を行ふ場合には、公判期庭前検査の結果期間を置いて起訴状の原本を被告人に送達しなければならないものとし、被告人に異議がない場合には右の結果期間を置かないことができるものとすること。

簡易裁判所においては、被告人の請求があつた場合のみ起訴状の原本を送達すれば足りるものとし、この場合には、被告人に検察官があつた場合又は被告人に異議

がない場合を除き、起訴状副本の送達と公判開催との間に被告の執行手続権を黙ることとする」と、
「被告」、簡易裁判所は、被告人に対する第一回公判期日の召喚状に起訴状の副本を
請求することができるのである旨を記載して差達する等が古くは、専門紙の雑誌本を
請求する権利のあることを記させるために厚切な箇条を講じなければなら
ないものとすること。

三十四 執行手続について

(四二六、一〇、一一)

一 段落者が刑の執行猶予の変更又は刑の執行猶止を行う場合に検事長又は検事長
の許可を受けなければならぬものとされている現在の規定を削除し、これを検察
官の詰即決権に委ねるものとする(法第26条第1項、同法第26条の改正)。

二 監禁不能の被放逐についてのを報公告を改正し、別に命令で定める方法で公告す
れば足りるものとする(法第26条第1項の改正)。

正誤表

正

誤

目録 九行の次

一一頁二行

一五頁一三行

取消すべき

裁判所の規則の定めると
こうにより

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

裁判所の規則の定めるとこうにより

八

行

急送

急速

緊急

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

八

行

急送

急速

差し押さえべきもの

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

八

行

急送

急速

住居を看守する者は

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

八

行

急送

急速

住居を看守する者は

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

八

行

急送

急速

二二頁一七行の次

十一の二

法第十九条第三項により搜査の補助を行ふ同種鑑定取扱の監修並八

行

外の取扱執行につき

八

行

急送

急速

六

前項の令狀が發てられないときは、直ちに物の看守を解かなければならぬものとすこ
と。(同上)

正誤表

誤

正

目録 九行の次

一一頁二行

取消すべき
裁判所の規則の定めること

一二頁五行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二〇頁五行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二〇頁六行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁六行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁一七行の次

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁一八行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁一九行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二〇行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二一行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二二行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二三行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二四行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二五行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二六行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二七行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二八行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁二九行

裁判所の規則の定めること
こうにより

二一頁三十行

裁判所の規則の定めること
こうにより

公訴
告訴状
告訴狀

公訴
告訴状
告訴狀

刑事法部会小委員会で議決した議案

回 次

- (76)
- 三、起訴前の勾留期間（第四の二）（弁護士会及び検察庁代表委員の勘定附）
 - 四、勾留更新の制限について（第四の三）
 - 九、勾留の取消（第四の八）
 - 十、公訴棄却・否認達の場合は勾留状の失効制限（第四の九）
 - 十一、勾留状の義務区域外における執行（第四の十）
 - 十二、裁判保釈について（第五の一）（弁護士会代表委員の勘定附）
 - 十三、保釈取消、勾留執行停止取消について（第五の四）（弁護士会代表委員の勘定附）
 - 十四、保釈取消等の場合の緊急放逐について（第五の五）
 - 十六、勾引した正人の身柄の起訴（第六の一）
 - 十七、証人出頭費用の前払（第六の二）
 - 十八、罰金差額制限について（第七）
 - 十九、因逃亡犯のため未した訴訟費用の負担（第八の一）
 - 二十、訴訟費用の負担の免除手続（第八の二）

二十一、正式裁判取下の場合の訴訟費用の負担（第八の三）

二十二、扶送控訴書類の制度（第九の一）

二十五、死刑における紧急処分について（第十一）（弁護士公代表委員の財保付）

二十六、起訴状原本の送達制度について（第十六）

二十八、有罪の陳述に基く罰金公判手続について（第十九の二）（弁護士公代表委員の財保付）

三十、上告状紙費制度について（第二十日）

三十一、控訴審の構造について（第三十五）

三十三、略式命令手続について（第二十八）

三十日、執行手続について（第三十九）

（備考）被告の番号は、刑事法部会小委員の取り上げり上位などを変更した向裁判所の番号、括弧内の番号は、昭和二十六年九月二十七日招集で配付された刑事訴訟法改正の向裁判所の番号である。

三、起訴前の守候期間（第四の二）

一、被疑者を起訴した事件につき、起訴の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を起訴しなければならないとのとすること（法二。八條一項の二）。

二、裁判官は、やむを得ない事由があると認めたときは、検察官の請求により前項の期間を延長することができるものとし、この期間の延長は通じて十日を超えることができないものとすること（同二項の二）。

三、裁判官は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき多数の被疑者、同僚人又は多数の証拠物へいづれも犯罪事實の証明に及くことができないものに限る。）を考慮~~し~~て必要があつて検察官が前項の期間内にその取調べ終ることができず、且つ、被疑者の状況がそれらの取調べをせかしく困難にするものと認めたときは、検察官の請求により前項の期間をさらに延長~~できる~~ものとし、この期間の延長は通じて五日を超えることができないものとする（同三項として追加）。

（備考）弁護士会代表委員の反対及び検察側委員は延長期間十日を希望の、いずれも過半数

/

(5)

四 内面期向更生者の制限について（第四の三）

禁錮以上の実刑に処する判决の宣告があった場合を法第六〇條第二項強制の勾留期向更生の制限の除外事由に加えること。（法六〇條二項の改正）

(6)

九 命令の取消（第四の八）

裁判所は、勾留を取り消すに際し、保釈の拒否又は勾留の執行再びに因する命令と同様、あらかじめ検察官の意見を聽かなければならぬものとすること。
相し、急遽を要するときは、この限りでないものとすること。（法八七条及び九一條の改正）

643

(7)

(7)

十 公訴棄却、審理度の場合の司法状の失効制度（第四の九）

公訴棄却（第三三八條第四号による場合を除く。）
罰金又は科料の起刑の宣当があつたときは、勾留状は、その効力を失うものとすること。

四

十一 勾留状の書類区域外における執行（第四の十）

一、検察官又は司法警察官は、必要があるときは、書類区域外で司法状を執行し、又はその他の検察官又は司法警察官にその執行を求めることが出来るものとすること。（法七一條の改正）

二、被告人の居住地が判らないときは、裁判長は、検察官に司法状の執行を嘱託することができるものとすること（法八九條一項及び五章の改正）。

十二 司利保険について（第五の一）

一、被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したのであるとき及び被告人の氏名又は住居のいずれかが明かでないときは、司利保険を許さないことができるものとすること（法八九條一項及び五章の改正）

五

644

26.10月保険 24,748

送金額 9,762

(内保険料込 2,704)

支拂

二

左に掲げる通りを裁判保険の除外事由に加えること。

- (一) 被告人が五年以内に怪我を取り消されたことがあるとき。
(二) 被告人が多額共同して罪を犯したものであるとき。
(三) 被告人が、被害者その他の事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体又は健康に不安を感ぜしめる行状をすると疑うに足りる相当な理由があるとき。(法八九条
に連想)
(備考: 弁護士会代表委員の添候附)

(参考) 一、にととが議士公代表委員の面接附)

保険取消等の場合は、運賃改定について(第五の五)

⑤
弁護士会
十四 保険取消等の場合は、運賃改定について(第五の五)

一、第九八条第一項の規定による書面を所持しない場合においても、保送を要し、その書面を示すことができるときは、検察官の指揮により、被告人に対し保険若しくは毎日の銀行停止を取り消された旨又は四百の執行停止の期間を満了した旨を告げて被告人を放送するこ

とができるものとすること、但し、これらの書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬものとすること。(法九八条に追加)

二、官署中に無定期置処分がなされた場合において、無定期置処分が取り消され又は無定期置置が満了したとき、前項と同様とすること。(同上)

三、法第七三條第三項中「急遽を要するときは」、とあるを「急遽を要し今状を示すこと」で書き換えること。

又 保険取消決定の送達については、「二、送達制度」を導入する際に考慮すること。

十六 刑事した訴入の身柄の廻置(第六の一)

⑥

判例状の執行を受けた犯人を発送し又は引取した場合において必要があるときは、仮に収容者の醫務官その施設者な場所にこれを安置することができるものとすること（法一五三條に「調達料」）。

⑩
十七 誰も出頭費用の前払（第六の二）

一、召喚を受いた訴入が出席に要する費用を負担することができないため召喚に応じることできない場合に、その請求により、あらかじめ原告、被告及び審治料を支拂ふことができるものとすること（法一六八條に追加）。

二、前項の文様を受けた者が理の必要がなくなったときは、裁判所は、前に支拂した費用の全部又は一部の返還を命ずることができるものとし、支拂を受けた者が正当な理由なく拒否せず、又は真實若しくは誠意を抱んだときは、前に支拂した費用の全部の返還を命じなければならないとのとすること。（法一六四条一項四）

内
二

⑪
修訂

十八 保定期間開きについて（承七）

一、司法中の原告人又は被疑者に對し、保定期間開きがなされたときは、その期間中原告はその執行を待たれたものとすること。但し、未決勾留日数の過算の關係においては、保定期間の期間は、勾留期間とみなすものとすること（法一六七條の改正）。

二、確定辯護が令の執行につき、必要があるときは、裁判所又は裁判官は、原告人又は被疑者を放逐するときの開設その他の場所り醫務者の申請により司法警察取扱に原告人又は被疑者の看守を命ずることができるとのとすること（同上）
みを執督せしむる。

三、裁判所は、意に定めた保定期間開きを必要に応じて更に二ととができるものとすること。

（同上）

⑫
修訂

十九 国税弁護人のために蒙した訴訟費用の負担（第八の一）

負担者に對しては、眞ほ見跡の申立（法第五〇条）をまたず、刑の宣渡をする場合に、國税弁護人に支拂すべき費用の全部又は一部を負担させない事ができるものとすること（法第一八一条に粗筋を加える）。

ア

(五)

二十 訴訟費用の負担の免除手続（第八の二）

一、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、費用のためこれを完納することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判執行の免除の申立てをすることができるものとすること（法五十〇条一項）。

二、前項の申立ては、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後二十日以内にこれをしなければならないものとすること（法五十〇条二項）。

(六)

二十一 正式裁判取下の場合は訴訟費用の負担（第八の三）

検察官以外の者が正式裁判の請求を取り下げた場合には、その者に正式裁判に実する費用を負担させることができるものとすること（法一八四条の改正）

記載すべきは、

(七)

二十二 供述拒否権告知の制度（第九の一）

検察官・検察事務官又は司法警察官は、被疑者の取調べに際し、あらかじめ被疑者に対し、

外
べ

事件に付いて快速を強要されるものではないことを告げなければならぬものとすること、

(法二八八条二項の改正)

（見合せやわらぎ）

⑨ 二十五 犯罪における緊急処分について

検察官・検察事務官又は司法警察員は、差し押えるべき物が今次に記載されている場所においては発見することができず、これと異なる場所にあることが明らかである場合におかれ附ふるとして、急速と要し裁判官に対し令状の訂正を求めることができないときは、処分を受ける（見合せやわらぎ）者にその理由及び被疑事件を告げてその場所を看守し、又は検察事務官若しくは司法警察員にこれを看守させることができるものとすること。

(検察・弁護士会代表委員の勘保附)

⑩ 二十六 起訴状副本の送達制度について(答二六)

地方裁判所・東京裁判所若しくは高等裁判所に公訴の提起のあつた事件又は简易裁判所

に公判の請求のあつた事件若しくは略式命令の請求があつて略式命令をすることができます。若しくは略式命令をするのが相当でないとされた事件については、裁判所は、遅滞なく起訴状の副本を被告人に送達しなければならないものとすること（法二セ一条一項の改正）記載を左のとおり。もの場合公訴の提起のあつた日から二箇月以内に起訴状の副本が送達されないとときは、⁶⁷ 裁判所は、公訴の提起はさかのぼつてその効力を失うものとし（法二セ一条二項のまゝ）。この場合に起訴状の副本が送達されないとときは、⁶⁸ 公訴は、決定で、公訴を棄却しなければならないものとすること（法三五九条の改訂）。

五）

右の決定に対しては、即時抗告ができるものとすること（法三九九条二項）

二十八、有罪の陳述に基く簡易公判手続について（法十九の二）

次ののような簡易公判手続を創設するものとすること。

- 一、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件以外の事件の被告人が、
第二十九条第二項に定める陳述の機會に、起訴状に記載された訴因の全部について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、簡易公判手続による旨の決定をすることができるものとする（法二九一条の二第一項）。

二、前項の決定があつた事件については、第二九六条、第二九七条、第三〇〇条乃至第三〇

内

二条の規定は、これを適用しないものとする（法二九一条の二第二項）。

- 三、第一項の決定があつた事件については、裁判所は、第三〇四条乃至第三〇七条の規定にかかるわらず、公判庭において、速きと簡める方法で証拠調査をることができるものとすること（二九一条の二第三項）。

四、簡易公判手続による旨の決定があつた事件については、第三二〇条の規定は、これを適用しないものとすること。但し、検察官、被告人又は弁護人が証拠とすることに異議を述べた証拠については、この限りでないものとすること（法三二〇条第二項）。

- 五、簡易公判手続による旨の決定があつた事件については、⁶⁹ その追加又は変更が行われたときは、裁判所は、簡易公判手続による旨の決定を取り消さなければならないものとする。但し、検察官、被告人及び弁護人に異議がない場合は、この限りでないものとすること。（法二九一条の三又は法三一二条の二）。

六、簡易公判手続による旨の決定を取り消したときは、公判手続を更新しなければならないものとすること（法三一五条第二項）。

（検察官、弁護士公代表委員の添付附）

三十、上訴权放棄制度について（第二十四）

死刑の判決の宣告があった場合を除き、審判で上訴権の放棄ができるものとすること（法三五九条乃至三六一条等の改正）。

三十一 控訴審の構造について（第三十五）

一、量刑不当又は事実誤認を理由として控訴の申立をした場合には、控訴疑意書に、やむを得ない事由によつて原告の弁論終結前に取調べ請求することができなかつた証拠によつて証明し得べき事実であつて利の量定(不当又は明らかに判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があることを傍證するに足りるもの)を援用することができるものとし、この場合には、控訴疑意書に、やむを得ない事由によつてその証拠の取調べを請求することができなかつた節(及びその証拠によつてその事実を証明することができる旨を説明する資料を添附しなければならないもの)とすること。（法三八一条及び三八二条に第ニ項として追加）。

二、控訴裁判所は、第三九二条の調査をするについて必要があるときは、検察官、原告人若しくは弁護人の請求により又は取扱で事実の取調べることができるものとすること。但是、第三八一条第二項（新）又は第三八二条第二項（新）の陳述があつた証拠で判の審定

の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の認認するため又くことができないものについては、その取扱をしなければならないものとすること（法三九三条第一項）。

三、裁判所は、第三九三条第一項（新）及び第二項の規定により取扱をしたときは、検察官及び弁護人にその結果に基く弁論を許さなければならぬものとすること（法三九三条第三項）。

（一）三十三 略式命令手続について（第二十八）
外

一、略式命令の請求をする場合には、検察官が、あらかじめ、被疑者に対し、略式手続について判りやすく説明し、且つ、公判審理を受ける権利がある旨を告げた上、略式手続によることについて被疑者に異議がないかどうかを確かめなければならないものとすること（法四六一条の次に一条を追加）。

二、略式命令請求書には、略式手続によることについて異議がない旨の被疑者の同意書を附するものとする（法四六二条に二項として追加）。

三、裁判所は、前項の同意書が提出されていない場合は、検察官が一、に定める手続を行っていないと認めたときは、通常の規定に従い、審判しなければならないものとすること（法四六三条に一項を追加。法四六二条二項を削除）。

四、略式命令請求書の副本の送達は、これを要しないものとすること。但し、法第四六三条の規定により審判する場合には、一般の例によるものとすること（法二七一条一項の改正）。

五、略式命令の請求があつた事件の原書の条件を除くについても、その命令が施行後四ヶ月以内に被告人に告知されないとときは、公訴の提起はさかのぼつてその効力を失うものとし、この場合には、裁判所は、決定で公訴を棄却しなければならないものとし、もし略式命令が検察官に告知されているときは、略式命令を取り消し公訴を棄却しなければならないものとすること。なお、これらの決定に対する抗告ができるものとする（法四六三条の改たる条文）。

六、正式裁判の請求期間を十四日に延長すること（法四六四条及び四六五条の改正）。

(ウ)

三十四 执行手続について（第三十九）

一、検察官が刑の執行順序の変更又は刑の執行停止を行う場合に検事副長又は検事長の許可を受けなければならないものとされている現在の規定を削除し、これを検察庁の内部記録

内

- に準ずるものとする（法四七四条、四八二条の改正）
- 二、運付不能の押収物についての官報公告を廃止し、別に命令で定める方法で公報すれば足りるものとする（法四九九条一項の改正）。

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

最高検案（昭二六、一、元）

身体の拘束を發行している被告人々は被疑者と半親人との接見交通（第ニカ三）法第八一條（第二〇セ株第一項の規定による場合を含む）により株主等の懇意がなされている事件については、法第三十九條第一項の規定にかかる下、立会人を置くことができるものとすること。（法第五九條の改正）

三
起訴前の勾留期間（第四の二）

卷之六

(三)

刑事訴訟法第二〇八条第二項の勾留延長期間を二十日に改めるものとすること（二〇八条二項の改正）。

(二)

一
九

おひで、母の恩勞の一にあたるに當る。時て、猶にて二十

第三回

加茂者が、儒哲として長期に亘る

(二) 被試者が、多様の集合している

（三）被説者が、多數の集合している際に
多くても物の説を実行し、又は実現としてこれに即効
ある事例を示すが（四）

卷之三

(三)
要言

7

76

658

三 起訴前の勾留期間（略図ノ二）

(甲案)

(76) 裁判官は、法第二〇八条第二項により勾留期間を延長することができ
る場合において、左の各号の一にあたるとときは、特に連じて二十日以
内これを延長することができるものとすること。(法二〇八条第三項)
一 被疑者が、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯した
ものであるとき。

二 被疑者が、常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を
犯したものであるとき。

三 被疑者が多発暴行して罪を犯したものであるとき。

(乙案)

一 裁判官は、やむを得ない理由があると認めるときは、被疑者の請
求により通常の勾留期間を延長することができるものとし、この
期間の延長は連じて十日を超えることができないものとすること。

(法二〇八条第二項ノマ、一)

二 裁判官は、特別の事情により、特にやむを得ない理由があると認
めるときは、被疑者の請求により通常の期間をさらに延長するこ
ができるものとし、この期間の延長は連じて十日を超えることがで
きないものとすること。(同三項として追加)

76
6,800円(税込)が支払われた旨
6,800円(税込)が支払われた旨

(代案)

①お見りする機会を多くうなづけ、一ヶ月程度で済む
②大蔵省へテクイのマジムを運営して下さい
③お手元にておつまみ下さい

(三月二十一日)

三 裁訴前の拘留期間(事四ノ二)

一 被害者を拘置した場合は、拘置の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被害者を釈放しなければならないものとする(法二〇八条一項のまゝ)。二 検察官は、やむを得ない理由があると認めるときは、検察官の請求により引取の期間を延長することができるものとし、この期間の延長は通じて十日を超えることができないものとする(同二項のまゝ)。

2022.1~6月の各月にわたって付けて、金額の合計額
20.5万円(税込)が支払われた旨
661

三 起訴前の勾留期間（第四の二）

(昭ニヤマニ一級精祿代考)

三、被濟官は、死刑又は懲罰若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件につき多數の被疑者、關係人又は多數の証拠物(いづれも犯罪事実の證明に欠くことができないものに限る。)を收り調べる必要があるつて檢察官が前項の期間内にその取調を終ることができず、且つ、被疑者の状況がそれらの取調を甚しく困難にするものと認めるときは、檢察官の請求により前項の期間をさらに延長することができるものとし、この期間の延長は通じて十日を超えることができないものとすること。この場合において、檢察官は、その請求に従し、あらかじめ検事長の許可を得なければならぬものとすること。

(76)

四

勾留期間更新の制限について（第四ノ三）

其鋼以上の実刑に處する判決の宣告があつた場合を法第六〇条第二項但書の勾留

期間更新制限の除外事由に加えること。（法第六〇条第二項の改正）

上件は日本も同様とする趣旨（本邦不適用）付す。付す。

あいとうあいだいきり。

665

前記

被刑

87
58 被刑者が捕らえていいときは

7
58 被刑者が至る

時

施行

4月

改めは終る

年1月

大けいが底付(終ふが終)

1月

改めは終る

(76)

六

逮捕を前提としない被疑者の勾留（参考案）昭三六一（一九

年四月二十九日付）

刑事訴訟法第二〇六條に次の二條を加えること。

第二〇六條の二 檢察官は、現に逮捕又は勾留されている被疑者について、その罪以外の罪につき、必要があるときは、直ちに裁判官に対し被疑者の勾留を請求することができる。

2 被疑者が刑の執行を受けて現に監獄にいる場合も、前項と同様である。

3 前二項の請求を受けた裁判官は、被疑者が釈放されたときは、勾留状を発することができない。
刑事訴訟法第二〇七條中「前三條」とあるのを「前四條」に改め「前諒第一項」とあるのを「第二〇六條第一項」に改めること。

(二八一~二九二) 判

十 公訴棄却、旨譯述の場合の勾留状の失効期間（第四の九）
無罪、免訴、刑の元服、刑の執行猶予、公訴棄却（第三三八條第一項及
び第四条による場合を除く。）、罰金又は料料の裁判の宣告があつたと
きは、勾留状は、その効力を失うものとすること。（法三四五條の改正）

本件は、上記の規定に該する
事実である。

昭和廿六年拾月拾九日

第6

十一の二

員の管轄区域外の職務執行について

法第一九三条第三項の規定により検察官の捜査を補助する司法警察職員は、検察官の指揮があつた場合には、その警察の管轄区域外で職務を行うことができるものとすること（法第一九五条の改正）。

⑦6

十二 稟利保証について（第五ノ一）

被告人が短期一年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき、被告人の代理人は住居のいずれかが明かでないとき及び被告人が証を譲渡すると通常に足りる充分な理由があるときは、稟利保証を許さないことができるものとすること（法八九論一号、四号及び五号の改正）

二 左に掲げる場合を稟利保証の除外理由に加えること。

被告人の逃亡を防止することができないと通常に足りる充分な理由があるとき。

被告人が五年以内に保証を取り消されたことがあるとき。

被告人が多額共同して罪を犯したものであるとき。

被告人が、被告者その親類の裁判に必要な知識を有すると認められる者の身辻又は家庭に不安を感じしめる行状をすると認められること。

(代考)

十一

権利承認について(参考)一)

被告人の死刑又は無期若しくは懲役一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき及び被告人の既往又は住居のいすれかが明らかでないときは、権利承認を許さないことができるものとすること(法八十九条一項及五条の改正)

二

左に掲げる場合を権利承認の除外事由と想えること。

被告人が五年以上に保険を取り消されたことがあるとき。

被告人が多額の賃金を貰して罪を犯したものであるとき。

(注) (註) 一) 被告人が「損害者その他の事件の審理に必要な知識を有する」と認められる者の身体又は財産に不平を感ぜしめる行状をすると競うに足りる被告を理由があらうとき。

(法八十九条二項)

わざと

あらわすよし

(昭和二十六年一二月)

十二 権利保証について（第五の一）

- 二、左に掲げる場合を権利保証の除外事由に加えること。
被告人が三年以内に訴訟を取り消されたことがあるとき。
被告人が多衆共同して罪を犯したものであるとき。
被告人が證書者その他の事件の審理に必要な知識を有すると認められる者の身体又は財産に損害を加え又はこれらの者を威吓させるような行為をすると疑うに足りる充分な理由があるとき。

七三 保釈取消・勾留執行停止取消について（第五、四）

左の場合を保釈又は勾留執行停止取消事由にねざること。（法九六条の改正）

一 被告人が、保釈又は勾留の執行停止中に犯した罪につき、勾留状を発せられだとき。

二 被告人或、裁判所又は裁判官がは延その他他の裁判で事件につき審判その他の手続をするに應し、これを妨げたとき。

三 被告人が被告者その他事件の審判に必要を知識を有するど認められる者の身体若しくは財産に不正を施せしめる行狀をしたとき。

十三 保証取消、勾留執行停止取消について（第五の四）

一、左の場合を除く又は勾留執行停止の取消理由に加えること。
被告人が被告者その他の事件の審判に必要な知識を有すると認められる者の身体又は財産に害を加え若しくは加えようとしてこれらの人を威嚇させたとき。

一 第九八条第一項に定める書面を附持しない場合においても、急速を要するときは、検察官の指揮により、被告人に對し検察若しくは勾留の執行停止を取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて被告人を収監することができるものとすること。但し、これらの書面は、できる限り速やかにこれを示さなければならぬものとすること。（九八条に追加）。

二 勅令中に釐定留置処分がなされた場合において、釐定留置処分が取り消され又は釐定留置期間が満了したときも、前項と同様とすること。（同右）

(代表)

(昭和二十六年一月)

⑩

十四 懸念取扱い場合の筆者改竄どういて(九八条)

- 一 庫九ハ各庫一員に定める書面を所持しない場合に於いても、危険を率い、その書面を示すことができないときは、検察官の指揮により、被各人たゞし懲役若しくは拘留の執行停止せ取り消された旨又は勾留の執行停止の期間が満了した旨を告げて被告人を威嚇することができるものとすること、併し、これららの書面は、できる限り迷いやげにこれを示さなければならぬものとすること。(九八条と並び)。
- 二 勾留中の懲役留置場合なされた場合において、懲役留置場を取扱い消されは確定留置期間が満了したときも、前項と同様とすること。(同上)。

備考 法庫セミ各庫三項中「懲役を率するときは、」とあるのを「危険を率し令状を示すこと」ができないときは、と改めること。

手書きの文
「懲役を率すことは、
危険を率すことを
作成りたす。」

76

678

修正

二十 訴訟費用の負担の免除手続

一、訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができるものとすること（五〇〇条一項）。

二、前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後三十日以内にこれをし得なければならないものとすること（五〇〇条二項）。

76

二十二、候述並各種告知の制度（第九／一）

法第一九八條第二項を改り、被疑者は、検察官、檢察事務官又は司法院
警備員の取調べに対し被疑事實に關し自己に不利益な候述をしないこ
とができるものとすること。（法一九八條第二項の改正）

(一)

(代案)

二十二 検察官の権限 (第十九)

(昭和三十六年二月)

検察官 検察事務官又は司法警察員は、被疑者の取調べに際し、あらかじめ被疑者と對し、「審査を終了するものではないことを告げなければならぬ」とすること、(法十九条二項の改正)

(76)

あいづみ

681

黙秘権告知制度に関する規定を改正することの可否に関する
各方面の意見

（一）被疑者に対する場合

一 改正することを可とする意見

裁判所 一五 庁

弁護士会 日本弁護士協会、金沢新潟各弁護士会

明大、大阪市大

医師、大多数の自警

朝日、東京、西日本各新聞

（二）理由

- 1 この権利を告知することは、必ずしも憲法の要請ではなく、現在、一部の特定の者は犯罪常習者によつて通用されている。

（三）検査機関として、取調べにより常にその供述を得ようとする被疑者に対し、その直前に供述拒否権を告げることは、心理的に矛盾を感じ、検査の志気が沮喪せしめられる。
3 この権利のあることはすでに一般に周知徹底しているから、告知する必要がない。

（四）方法

（1）供述拒否権告知の規定（法一九八条二項）を削除すべしとするもの。

（2）憲法と同趣旨の規定又は被疑者に付し時宜に応じ憲法上の権利を理解せしめる方法をとるべきとの規定を設けるべしとの意見を含む。）

（四）（一部裁判所、検察庁、出審、東京審視庁その他大多数の自警）検察官、検察事務官又は司法書記職員は、被疑者の取調べに際しては、あらかじめ、自己に不利益な供述を強要されない

旨を告げなければならない

ものとし、被疑者は、住居、氏名及び年齢については、供述を拒むことができないものとすべしとするもの。〔法一九八条二項の改正〕

〔一部裁判所、朝日新聞、東京新聞、西日本新聞、一部自警〕
法一九八条一項の取調べに際しては、被疑者に対し、あらかじめ、犯罪事實について自己に不利益な供述を強要されない旨を告げなければならないものとするもの。〔同条二項の改正〕

〔京都府警、広島市警その他の〕

〔被疑者は、検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調べに際し、住所、氏名及び年齢は、告げなければならないものとするもの。〕

〔一部裁判所、日本弁護士協会、新潟弁護士会、明大〕

〔法一九八条二項を改正して、憲法三八条一項に規定する事

項を告知すべき旨の規定をおくべきとするもの。

〔一部裁判所〕

〔法一九八条に、法二九一条二項及び規則一九七条と同趣旨の規定を設けるべしとするもの。〕

〔金沢弁護士会、大阪市大〕

二

否とする意見

裁判所 三一庁

弁護士会 日本弁護士連合会。その他大多数の弁護士会
学界 早大、一橋大、名古屋大、神戸大、同志社大
等 球磨一郎白雲

理由

- 1 被告は憲法上の権利であり、告知制度があつて始めて法
律知識に乏しい国民が適切にこれを行使し得る。憲法第三十
八条にいうところの陪審団に不相容な陈述であるか否かは、
陈述者自身決すべきで、住所氏名についても同様である。
- 2 働業的なものへの逆行の結果を生ずる虞がある。
- 3 被告の能率にはさきで影響はない。

一 傷害 捜査実験の行う被告の予告についての世論調査の結果

高専卒以上の者

P.W.A 正則会長

(六〇〇名についての調査) (三五〇名についての調査)

予告は必要	四三・三%	二九・七%
予告は不必要	四八・九%	六一・九%
その他の	六・〇%	六・三%

一 その二一 被告人に対する場合

一 改正することを可とする意見

裁判所 二六庁

その他の (その一) に同じ。

二 理由

- 1 法廷においては陈述を強要される虞はないから、全然不必
要であり、且つ不体面で、法廷の威信を傷つける。
- 2 その他の (その一) に同じ。

〔方法〕

(イ) 告知の規定（法二九一条及び規則一九七条中の關係部分）

を削除すべしとするもの。

（ロ）起訴状送達と同時に書面で告知すべしとするもの。

（一）一部裁判所・その他の

（二）起訴状送達と同時に書面で告知すべしとするもの。

二

否とする意は

〔参考〕 裁判所その他は一二二の二の二に同じ

理由（一）その二と同趣旨

〔参考〕 裁判所については、前記の外、被疑者及び被告人を通じて否相当ばし、結論に達し得ないものが九席ある。

二十三 逮捕時間（第十一）

- (76)
- 一、検察官又は司法警察官は、第二〇二条乃至第二〇五条の時間の制限内に被疑者
の位置が必要であるかどうかを決めることができない特別の事由あるときは、
裁判官にその事由を説明して、時間の制限の延長を請求することができるものと
すること。
- 2、前項の請求を受けた裁判官は、請求の理由があると認めるときは、前項に定め
る時間内に限り、四十八時間を超えない範囲内で延長すべき時間の制限を定める
ことができるものとすること。（以上二〇二条の二を削減）
- 二、検察官又は司法警察官が、天災、軍變、交通の關係その他のやむを得ない事情
によつて第二〇二条五月五日二〇五年の時間の制限に従うことができなかつたときは、
は、検察官は、裁判官にその事由を説明して、被疑者の勾留を請求することができ
きるものとすること。

- 2、前項に定める事由によつて、第二〇二条の二の時間の制限に従うことができなか
つたときも、前項と同様とすること。（以上二〇六条の一項、二項、なお、
死灰の二項を二項とし、同項中、前項」とあるのを、「前二項」と改める。）

二十三 遅延時間（百十ノ一）

一 漢語官又は司法書記員は、第20三条及び第20四条の時間の制限内に被疑者の面談が必要であるかどうかを決めることができない特別の事由があるときは、裁判官にその事由を説明して、時間の制限の延長を請求することができるものとすること。

2 前項の請求を受けた裁判官は、請求の理由があると認めるときは、前項に定める時間内に限り、二十四時間を越えない範囲内で遅延すべき時間の制限を定めることができるものとすること。
以上二〇五条の二を新設

二 漢語官又は司法書記員が、天災、暴変、交通の關係その他のやむを得ない事情によつて第20三条乃至第20五条の時間の制限に従うことができなかつたときも、前項と同様とすること。
（以上二〇六条の一項、二項。なお、現任の二項を三項とし、脚注中の「前項」とあるのを「前二項」に改める。）

二十九 犯暴攻撃監押及び検証について（第十一）

一 檢察官、検察事務官又は司法警察職員は、監押、搜査又は検証をするに際し、死刑、無期又は長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる他の罪に関する顯著な証拠物を発見した場合において、忠誠を誓し、裁判官の令狀を求めることができないときは、假りにこれを差押えることができるものとすること。（法二一八條に追加）

- 二 前項の様並押をした場合においては、直ちに裁判官の令狀を求める手續をしほければならないものとすること。（同前）
- 三 裁判の令狀が窓をあれないとときは、差押物は、直ちにこれを差しなければならぬるものとすること。（同前）

官用オアシ

(文)

第一

(代考) 令状を示さない場合においても、依然と要し令状を示すことができないときは、該令状を受ける者に對し、令状が發せられてゐる旨又は令状の内容を告げて、これをすることができるものとすること。(法二一八条に追加)

二 前項の場合において、令状は、できる限り速めに二度をふさなければならぬものとすること。(同上)

検察官 検察事務官又は司法警察職員は、差押、検査又は検証をするに際し、令状を所持しない場合においても、依然と要し令状を示すことができないときは、該令状を受ける者に對し、令状が發せられてゐる旨又は令状の内容を告げて、これをすることができるものとすること。(法二一八条に追加)

第二

(文)

(76)

検察官 検察事務官又は司法警察職員は、差押、検査又は検証をするに際し、令状を示すこととさせないときは、二度をふさぬものとすること。(法二一八条に追加)

三

一 検察官 検察事務官又は司法警察職員は、差押、検査又は検証をするに際し、令状を示すこととさせないときは、その事由を告げてその物を差し押さることとせざるものとするときは、その事由を告げてその物を差し押さることとせざるものとすること。(同上)

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一〇

一百一一

一百一二

一百一三

一百一四

一百一五

一百一六

一百一七

一百一八

一百一九

一百一〇〇

一百一一〇

一百一二〇

一百一三〇

一百一四〇

一百一五〇

一百一六〇

一百一七〇

一百一八〇

一百一九〇

一百一〇〇〇

一百一一〇〇

一百一二〇〇

一百一三〇〇

一百一四〇〇

一百一五〇〇

一百一六〇〇

一百一七〇〇

一百一八〇〇

一百一九〇〇

一百一〇〇〇〇

一百一一〇〇〇

一百一二〇〇〇

一百一三〇〇〇

一百一四〇〇〇

一百一五〇〇〇

一百一六〇〇〇

一百一七〇〇〇

一百一八〇〇〇

一百一九〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一一〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一二〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一四〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一五〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一六〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一七〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一八〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一九〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

一百一〇〇〇〇〇〇〇〇〇

二

前項により物を審査する場合には、何人に対しても、許可を得ないでその物を
検査させ又はこれを変更を加えることを禁止することがさるべきものとすること。

（同上）

四 前項の禁止に従わない者は、これを提出させることができるものとすること。
（同上）

五 第一項により物の査定をはじめた場合は、直ちに裁判官の令状を求めてこれを
差し押さなければならぬものとすること。（同上）

六 前項の令状が発せられないときは、直ちに物の査定を解かなければならぬも
うとすること。（同上）

参考 法第一一〇条中「専らを要ける者」の皮下又はこゑと代りべき者を加
える。

二十八、有罪の自認をした者については、伝聞法則の適用がないものとし、且つ簡易な証拠調査の特例を設けることの可否

次のような簡易手続を廃止するものとすること。

一、裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、起訴状に記載された訴因及び罰条について、できる限り平易に説明するものとすること（法二十九一条二項に追加）。

二、死刑にあたる事件については、この簡易手続によることができないものとすること。

三、死刑にあたる事件以外の事件の被告人が、法第二九一条第二項に定める陳述の機会に、起訴状に記載された訴因及び罰条について有罪であると自認したときは、裁判所は、左の要件^{(1)全事件のみたす}と認める場合に限り、決定を以て、指の量定に関する資料の取扱に移る旨を宣告することができるものとすること（法二九一条の二）。

1、被告人が訴因及び罰条の内容を理解した上自由な意思に基いて

有罪の自認をしたものであること。

2、自白以外の証拠により、有罪の自認が、真実に合すると認められること。

3、被告人の自認する訴因及び罰条によつて有罪の言渡ができると認められること。

も、共犯たる共同被告人があるときは、その全部が有罪の自認をしたものであること。（但し、弁護を分離することを妨げない。）

四、法第二八三条及び第二八四条に定める場合において、代理人又は弁護人が出頭し、被告人の作成した有罪自認の申立書を提出したときも、前項と同様とす。こと（法二九一条の二）。

五、前記第三項第二号にかかる証拠調査については、法第二九六条乃至第三〇九条の規定によらず、裁判所が公判庭で自由な方法でこれを行いうるものとし、なお、適当と認めたときは、隨時、検察官、被告人、代理人又は弁護人の意見又は弁解を聽くことができるもの

とすること（法二九一条の二）。

六、前項の証拠については、伝聞法則に関する法第三二〇条の適用がないものとすること（法三二〇条に但書を加える）。

七、裁判所は、刑の量定に関する資料の取調べに移る旨の決定をした後において、被告人の有罪の自認が錯誤に基き若しくは眞実に反すると認め、又は起訴状に記載された訴因若しくは罰金によつて有罪の言渡をることができないと認めるときその他事案の真相を明らかにするため特に必要があると認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の申立により又は職権で、決定を以て、刑の量定に関する資料の取調べに移る旨の決定を取り消さなければならないものとすること（法二九一条の三）。

八、前記第五項による証拠調を経た事件について、刑の量定に関する資料の取調べに移る旨の決定がなされなかつたとき又はその決定が取り消されたときは、新たに通常の例により証拠調をし

なければならないものとし、從前の証拠をそのまま証拠とすることはできないものとすること（法二九二条の改正及び法三二〇条に一項を加える）。

九、刑の量定に関する資料の取調べについては、証拠調に関する法第二十九条及び第三〇条乃至第三一〇条の規定を準用するものとし、なお、この場合において、検察官及び被告人に異議がないときは、書類の朗読又は証拠物の展示若しくは朗読を省略することができるものとすること（法三一〇条の二）。

十、刑の量定に関する資料の取調べに移る旨の決定があつた後は、その決定が取り消された場合を除き、訴因又は罰金の追加、撤回又は変更をすることができないものとすること（法三一二条の改正）。

十一、有罪の自認を採択して判決の言渡をする場合には、有罪の自認による旨を示さなければならぬものとし、この場合には、罪となるべき事實及び法官の適用を示せば足りるものとすること（法三三五条に追加）。

二十八 有罪答弁に基く審判公判手続について

次のような審判公判手続を創設するものとすること。

一、死刑、無期又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件以外の事件の被告人か、法第二九一条第二項に定める陳述の機会に、起訴状に記載された原因の全部について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、被告訴人及び被告人又は弁護人の意見を聞き、審判公判手続による旨の決定をすることができるものとすること。(法第二九一条の二第一項)。

二、前項の決定があつた事件については、法第二九六条、第二九七条、第三〇〇条乃至第三〇二条の規定は、これを適用しないものとすること。

(法第二九一条の二第二項)。

三、第一項の決定があつた事件については、検察官は、法第三〇四条乃至第三〇七条の規定にかかるわらず、公判場において、適当と認められる方法で証拠調査をこととができるものとすること(法第二九一条

の二第三項)

四、審判公判手続による旨の決定があつた事件については、法第三二〇条の規定は、これで適用しないものとすること。但し、檢察官、被告人又は弁護人が証言とすることに異議を述べた三規定については、この限りでないものとすること(法第三二〇条第二項)。

五、審判公判手続による旨の決定があつた事件について、原因の追加又は変更が行われたときは、裁判所は、特別公判手続による旨の決定を取り消さなければならざるものとすること(法第二九一条の三又は法第三一二条の二)。

六、審判公判手続による旨の決定を取り消したときは、公判手続を更新しなければならないものとすること(法第三一五条第二項)。

(付)

二十八

有罪の陳述に基く簡易公判手続について (昭二十九年二月)

一 死刑・懲罰又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件以外の事件の被告人が、第二十九条第二項に定める陳述の機会に、

起訴状に記載された訴因について有罪である旨を陳述したときは、裁判所は、被疑官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、有罪である旨の陳述があつた訴因に限り簡易公判手続による旨の決定をすることができるものとすること。但し、刑法第五十四條第一項の關係にあらぬ故意の訴因の一部について有罪の陳述があつたときは、予審的に記載された訴因について有罪の陳述があつたときは、この限りでないものとすること。

二 死刑・懲罰又は短期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件以外の事件については、裁判長は、起訴状の誤謬が発つた後、被告人に対し、起訴状に記載された訴因及び簡易公判手続について判りやすく説明しなければならないものとすること。

四の二 裁判所は、審理の経過に鑑み、簡易公判手続によることを相当でないと認めるときは、簡易公判手続による旨の決定を取り消さなければならぬものとすること(二十九条の三)

96

- 一、指訴審の事後審としての基本構造は維持すること。但し、以下の数点においてこれを修正緩和するものとすること。
二、刑の量定不当を理由とする控訴においては、第一審の弁論終結後に生じた新らたな事実を取り調べができるものとすること。
三、事実誤認を理由とする控訴においては、第一審の弁論終結後に生じた新らたな事実（例えば傷害被害者の死亡したという事実）は取り調べないものとする。但し、第一審弁論終結前に取調べができなかつた新らたな証拠についても、当事者に著るしい懈怠があつた場合を除き、当事者の請求により、これを取り調べができるものとすること。

四、前項但書の場合において、当事者から証拠調の請求ができないときであつても、裁判所は、相当と認めるときは、職権で新らたな証拠を取り調べることができるものとすること。

二十一五 権訴審の審理について

一 指訴毎の争点をとしての基本構造はこれを維持し、以下数点に

おいてこれを修正強化するものとする。

二 形の量能が不当であること又は判決に誤認を及ぼすべき程度の誤認があることを理由として控訴の中立をした場合には、第一審の弁論終結後に無むきに新らたな事実を打ち出べることができるものとする。

三 控訴審における争点の取扱い勘してば、第一審の弁論終結前にその取扱いができなかつた新らたな証拠においても、当事者の責に帰すべき事由より第一審にからてその取扱いができなかつた場合を除き、当事者の請求により、これを改めて扱ふことができるものとする。

四 前項により当事者からその取扱い請求するものでない場合であつても、改めて扱ふと認めるとときは、異議で新らたな証

を取り扱ふことができるものとする。

五 第二項の趣旨にかゝらず、控訴裁判所が新らたな事実を取り扱ふたがる原物検査を実施する場合は、差し戻すことなく直ちに判決をしなければならないものとする。

昭和二六年一一月一九日

吉

田

常次郎

(三三六、一二、三)

法制審議会刑事法部会

委員長 小野清一郎 教

控訴審の構造について

一、控訴審の事実審としての基本構造は維持すること、但し以下の数点において、これを修正すること。

二、刑の量定の不适当若しくは事実誤認を理由とする控訴においては、当事者に著るしい害意がなかつた場合に限り、第一審の弁論終結後に生じた新たな事実若しくは終結前に取調べがでかなかつた証拠についても、当事者の請求又は職権で、これを取り調べること

ができる。但し事実誤認を控訴理由とする場合には新らな事実を主張することはできないものとすること。
三、当事者が前項の取調べを請求するには、控訴趣意書に、懈怠がなかつたことを陳述する資料を添附しなければならない。
四、第二項の取調べにより他の量定の不适当若しくは事実誤認を認めるとときは原判決を破棄して自判するものとすること。
控訴審の構造について

昭和二十六年十二月五日

岸

盛

一

法制審議会刑事法部会
委員長 小野清一郎 謹

控訴審の構造について

新刑訴法施行後三年を経過しようとする今日、わが国の法曹は、漸く新手続の運用に慣れ、今や新法の理想とする第一審裁判の充実強化が図られようとしている。檢方控訴審は旧法事件の処理から漸く解放されて、新法の控訴審に優しようとしている。このように新法の刑事手続が全面的にその趣想とするところに従い運用されようとする際に、その十分な運用の結果を検討する暇もなく、今直ちに控訴審の構造を変更しようとすることには多大の疑問がある。裁判

所の負担の面から考えても、民事事件が急激に増加の傾向を示している現在、刑事の控訴審を檢察官は統審の構造とするときは、控訴裁判所は到底その負担に耐え得ないと思われるのであつて、かりに法文上の改正が行われたとしてもその弊を挙げることはできないであろう。今、控訴審を檢審成る統審とすることは、第一審充実の機運に逆行するものであり、徒らに審級を積み重ねることによつて刑事裁判所は第一審素通りの傾向を持つに至るべく、裁判全體の水準を低下するに至ると思われる。果してこれが被告人の正当な利益を保護するゆえんであるかどうか疑なきを得ない。

従つて、控訴審は、あくまでも事後審の構造を維持しなければならない。しかも、從前の控訴審の運用の実際を見ると、法第三九三条の解釈が必らずしも明確でなく、従つてその円滑な運用が阻害されていることは事実であるから、この際同条の趣旨を明らかにする規定を設ける必要がある。よつて別紙の通りの私案を提出する。この私案の程度をもつて控訴審の規定の改正は十分であると考える。

一 法三八一条の改正

刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、次の例によること。

一 訴訟記録又は原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものがあるときは、これを控訴趣意書に援用しなければならない。

二 原審において取調を請求し却下された証拠又はやむを得ない事由によつて原審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りる事実があるときは、控訴理由書にこの事実を記載し、且つこれにその事実を証明することができる旨の保証書を添付しなければならない。

二 法三八二条の改正

事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、次の例によること。

一 訴訟記録又は原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものがあるときは、これを控訴趣意書に援用しなければならない。

二 原審において取調を請求し却下された証拠又はやむを得ない事由によつて原審の弁論終結前に取調を請求することができなかつた証拠によつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りる事実があるときは、控訴趣意書にこの事実を記載し、且つこれにその事実を証明することができる旨の保証書を添付しなければならない。

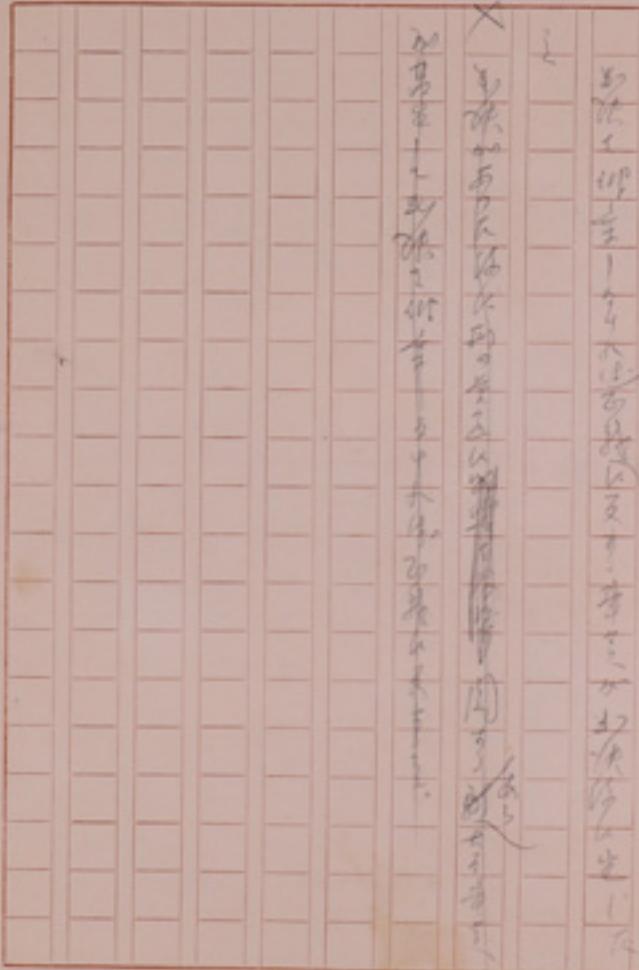
力部第三章(四二二—二二)

オニヌ候(田中三郎工部)

ナ一塊(記在ナ一木)

ナニモハ一株ノ木(原木)又はナニモハ二株ノ木(原木)ノ
接觸理由はツモリ、或は而起つ相調エヌ事例也。但し、已
カミシテ、年中ひよる原木ノ子孫持て云に相調エヌ事例
ナガリシカフ。此の他に、子孫が隣接するもの有ツモリ、利の争立
又は移木ト相思ミムモノ、或まテ原木ノ子孫持て相調スルモノ
シヨリアリ等々之類、又エ原木ノ間ヘテキムナシ。

又、終古持つ所調ミテニシテ、又は其の子孫ヘナシテ、
万一千。



あらわし

刑事訴訟法第三百九十三條改正要綱

日本弁護士連合会提出

第三百九十三條

控訴裁判所は、前條の調査をするについて必要あるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は檢察官が事実の取調べをすることができる。

前項による事実の取調べは新たな證民の取調べを含む。

新規證取り取調べをするときは、被告人を出頭させなければならない。又新たな証義の取調べをしたときは、その結果に基く検察官及び弁護人の弁論を許さなければならぬ。(現在の第二項但書及び第二項を削除する)。

三十一 地方法の構造

岸委員の見解に賛成するものであるが、もし異質的な改正が不可避であるとすれば甲案を優案し、さらにやむをえないときは乙案を提案する。

(甲案)

一、池の量定の不当又は事実の誤認の過があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、検察審理とする旨の決定（仮称）せすことができるものとすること。

二、検察審理せずの旨の決定があつたときは、原判決の後に生じた新事実を取り調べることができるものとすること。

兩項の場合において、あらたな事実に基き原判決を破棄しなければ正義に反すると認めるときは、原物決を破棄しなければならないものとすること。

(乙案)

一、第三八三条第一号の前に次の一号を加えること。

一 物決があつた後にあらたな事実が生じて判決を破棄しなければならないに正義に反すること。

二、第三九二条第二項に次の追加を加えること。
但し、第三八三条（前）第一号に規定する事由に關しては、この限りでない。

控訴審の審理に関する改正案（出射案）

（昭和二年一月）

第三九三条二項

見直し提出

控訴裁判所は、前の量定若しくは判決に影響を及ぼすべき事実の認定に關し、第一審の弁論終結前に取調べができなかつた証拠又は第一審弁論終結後に生じた事実に関する証拠を取り調べることを適当と認めるときは、裁判で、決定を以て、新しい証拠の取調べを開始する旨を旨を言渡すことができる。

第四〇〇条二項

第三九三条第二項に規定する取調べにより、前の量定が不当であり又は判決に影響を及ぼすべき事実の誤認があると認めるときは、判決で原判決を破棄し、被告の件について更に判決をしなければならない。

可決

○

(脚注二六、一四一三)

三十一 犯罪事の根柢について
一 葉明不審又は事實誤認を理由として控訴の由立をして根柢には、控訴應考書に
かかれない事由によって原告の抗論が時折に取扱を請求するこよりでさながつた
症候によつて証明しうる事実であつて判の量定不審入は明らかに判決と影響を及
ぼすべき誤認があることをするに足りるきりを援用することとするものとし
この場合には、控訴趣意書に、やむを得ない事由によつてその症候の取扱を請
求することができなかつた旨及合せの記載によつてその事実を証明することをさ
れ若も証明する資料を考慮しなければならないものとすること。(法三八一各及び三
八二条に追加)。

二 控訴裁判所は、特に後者のあると認めるときは、審査して、第一審の始終若しくは
してあらため事実の取扱をするこしかでさるものとし、この取扱の結果、葉明不審を
破棄しなければ明らかに正誤だ及ぶると認めるときは、原判を破棄し改判するも
のとすること(法三九三条、四〇〇条等と追加)。

三十一　證言の調査について

可(一) 証言不适当又は事実誤認を理由として訴訟の申立をした場合には、
訴訟趣意書に、やむを得ない事由によつて証言の弁論終結前に收
調を請求することがで言なかつた証拠によつて証明しうべき事實
であつて前の證定不适当又は明らかに判決に影響を及ぼすべき事實
の根柢があることを言づるに足りるものを使用することができる
ものとし、この場合には、訴訟趣意書に、やむを得ない事由によ
つてその証拠の取調を請求することができなかつた旨及びその証
拠によつてその事実を証明することができる旨を確明する資料を
添附しなければならぬものとすること。
（法第三八一議及び三
八二議に第二項として追加）。

可(二) 訴訟裁判所は、第三九二議の調査をするについて必要があると
きは、被辯護士、証告人若しくは弁護人の請求により又は裁量で証
実の取調を能够することができるものとすること。但し、第三八一議

第二項（新）又は第三八二議第二項（新）の説明があつた証拠で
用の證定の不适当又は判決に影響を及ぼすべき事實の根柢を證明す
るために只くことができないものについては、その取調をしなけ
ればならないものとすること（法第�九三議第一項）。

三

訴訟裁判所は、争点の根柢を明らかにし又は審しの前の證定
不适当を是正するため必要があると認めるときは、直權で、第一
審並びに上級審に付した専門の取調をすることができるものとし、
この取調の結果、原判決を覆轢しなければ明らかに正誤に反す
ると認めるときは、原判決を覆轢することができるものとする
こと（法第三九三議第三項、法第�九七議第二項）。

四 裁判所は、第三項の規定により、証拠調査したときは、被辯護士及
び弁護人（第一項の結果に悉く叶職を許さなければならぬものとす
ること（法第�九三議第四項）。

利害関係者等の意見を聽かず、又は其の意見を悉く考慮せば、第一審並びに上級審

（被辯護士）

三十一 檢訴審の構造について

(四二セイ二五)

三 陸訴裁判所は、必要があると認めるときは、厳罰で、第一審中
論理~~論~~後に生じた刑の量定に影響を及ぼすべき情状について収容
をすることができるものとし、この取扱の結果、原判決を破棄し
なければならぬものとすること。

ミハナリケルトニミテアガリ

723

三十一 指訴審の構造について

(昭二十六、二二)

三 指訴裁判所は、必要があると認めるときは、職務で、第一審判決後に生じた刑の量定に影響を及ぼすべき情状について取調べをすることができるものとし、この取調べの結果、原判決を破棄しなければ明らかに正義に反すると認めるとときは、原判決を破棄することができるものとすること。

三十二 上告受理申立制度について（序二十六）

一、最高裁判所は、第一〇五條の規定により上告をすることができる場合、以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、裁判所の規則の定めるところにより、その判決確定前に申立てがあった場合に限り、自ら上告審としてその事件を受理することができるものとすること。（四〇六条一項）

二、前項の申立てをした者は、裁判所の規則で定める期間内に上告受理申立の理由を明示した理由書を差し出さなければならぬものとすること。（同条二項）

三、最高裁判所は、自ら上告審として事件を受理するのを猶豫と認めたときは、前項の理由書を受理した日から十四日以内にその前の決定をしらけねばならないものとすること。なお、この場合において、申立ての理由中に虚偽でないと認めるものがあるときは、これを除外することができるものとすること。（同条三項）

四、前項の決定があつたときは、第二項の理由書を、その書面に記載された理由（請求権の規定により排除された理由を除く。）を上告の理由とする上告趣意書とみなすこととする（同条四項）。

五、第一項の申立ては、原判決の確定を妨げる勢力を有するものとすること。但し、第二項に定める理由書が差し出されず又は第三項の決定がなされないで第二項又は第三項の期間が経過した場合はこの限りでないものとすること（同条五項）

備考 右の改正に伴い施行上告に関する新規則二五条及び二五五條を別法として入れること。

三十三、略式命令手続について

一、略式命令の請求をする場合には、検察官が、あらかじめ、被疑者に対し、略式手続について列りやすく説明し、且つ、公判審理を受ける権利がある旨を告げた上、略式手続によることについて被疑者に異議がないかどうかを確かめなければならないものとすること（法四六二条の次に一条を追加）。

(76)

二、略式命令請求書には、略式手続によることについて異議がない旨の被疑者の同意書を添附するものとすること（法四六二条に二項として追加）。

(77)

三、裁判所は、前項の同意書が提出されていない場合又は検察官が「に定める手続を行つていないと認めたときは、通常の規定に従い、審判しなければならないものとすること（法四六三条に一項を追加・法四六一一条二項を削除）。

(78)

四、略式命令請求書の副本の送達は、それを要しないものとすること。但し、法第四六三条の規定により審判する場合には、一般の例によるものとすること（法四六二条一項に追加）。

(79)

五、略式命令が略式命令請求の日から六箇月以内に送達されなか

つた場合には、公訴棄却の決定により訴訟が終結するものとすること（法四六四条の次に一条を加える）。

六、正式裁判の請求期間を十四日延長すること（法四六四条及び

四六五条の改正）

(5)

名原

七、仮納付について。

（甲案） 命式命令についても、判決による場合と同様仮納付を命じうるものとすること（法四六一条の改正、法四九三条に一項追加）。

（乙案） 正式裁判の申立があり通常の規定に従い審判すべきこととなつた場合において、被告人の請求があつたときは、裁判所は、判決前に、決定で、仮納付の裁判に基き既に執行した金額の返還を命じ、又は仮納付の裁判についての執行を停止することができるものとすること（法四六一条の改正、法四六八条の次に一条追加）。

三十二 時式命令手続について

(昭二六、一一、一五)

（略）

七、仮拘付等について

（略）

1 時式命令についても、判決による場合と同様仮拘付を命じうるものとする（法四六一各の修正、法田九五条に一項追四）。

2 告白人は、罰金、料料又は追徴の裁判の確定前に、その裁判をした裁判所に対する検察官の検察官に対し、その金額の全部又は一部の予納を申し出ることができるものとすること。

3 通算、訴訟費用又は費用賠償の負担を命ずる裁判の執行が停止されている期間も、前項と同様とすること。

4 前二項の予納があった後に、罰金、料料又は追徴の裁判が確定し、又は通算、訴訟費用又は費用賠償の裁判の執行ができることとなつたときは、

は、その金額の限度において裁判の執行があつたものとみなすこととすること。

5 前項の場合において、予納金が罰金、料料、追徴、通算、訴訟費用又は費用賠償の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならないものとすること。（以上法田九〇条の二）

二十六 起訴状原本の送達相手について

三十三 暫式命令と記述について

(昭和二十六年一月)

四六

一

八

叶在

係属

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

二十九 起訴状副本の送達問題について
五十三 起訴命令書について

乙未

一 地方裁判所、東京裁判所又は高等裁判所に公訴の提起のある事件については、公訴の提起のある日から四箇月以内に第一回公判期日の日時を被告人に送達することができなかつたときは、公訴の提起はその妨害を失うものとし、この場合には、裁判所は、決定する公訴を開始しなければならないものとする。

簡易裁判所と公訴を請求した事件、又は簡易裁判所に起訴命令を請求して事件で起訴命令をすることによりずつもしくは起訴命令をする力を相當しないときも事件についても、前項と同様とすること。

簡易裁判所と起訴命令を請求して、起訴命令の発せられた事件については、起訴命令を請求した日から四箇月以内に公訴を請求することができなかつたときは、公訴の提起はその妨害を失うものとし、この場合には裁判所は決定する公訴を請求して公訴を開始しなければならないものとする。但し、起訴命令がすでに檢察官に告白されたときは、裁判所は、起訴命令を承り済し公訴を開始しなければならないものとすること。

第一項から第四までの公訴を最初に決定した事件では、即時起訴をすることができる。

七

カとすること。

二

簡易裁判所以外の裁判所は、第一審として被告事件につき公判手続を行う場合は、公判開庭前相当の擇予期間を置いて起訴状の副本を被告人に送達しなければならないものとし、被告人に異議がない場合は石の擇予期間を置がないことができるものとすること。

簡易裁判所においては、被告入力済状があつた場合にのみ起訴状の副本を送達する限りのものとし、この場合には、被告人に異議があつた場合又は被告人に異議がない場合を除き、起訴状副本の送達と公判開庭と同時に原告の擇予期間を置くものとする。

(参考)

簡易裁判所は、被告人に対する第一回公判期日の日時を起訴状の副本を請求することができる旨を記載して送達する等被告人に、起訴状の副本を請求する権利のあることを知らせるため、空欄を添付して譲なければならないものとすること。

昭和二十五年六月一日第一小法廷判決（昭和二十四年新制第三〇四号窃盜被告事件）

（上告理由第二点）原判決は「被害も相當多額である事が認められ」るから第一審が懲役六年に処したのは相当であると判示してゐるが上告人及び金谷忠男が本件代用ガラスの購取によつて得たものは千六百円であり、これは片平時一に完済して得た金であるが、辯護人は上告人の父仲尾竹労から片平時一に返還され盤品は被害者である林貞吉の手許にもどつてゐるのである、而して上告人の弁護人から原審へ片平時一の領收書を提出したのであつて（六九丁）これは第一審の弁論終結後に作成された書面であつてその後に提出することの出来るようになつたものであり刑の量定について影響のある事項に関する証拠であるから刑事訴訟法第393条第1項但書によつて原審はその証拠調をしなければならないものである

然るに原審がその取扱をせず前示のように判示したのは刑事訴訟

法第三九三条第一項但書に違背するものであつて原判決は破棄せらるべきものと信ずる

（右論点に対する判示）しかし、刑罰三九三条第一項但書の涵括は刑の量定の不当又は判決に影響を及ぼすべき事実の認認を證明するため欠くことができない場合に限りこれを取り調べなければならぬものであり、且つその取り調べは必ずしも公判廷において検察官及び被告人又は弁護人立会の上しなければならないものでないから、本件のごとく弁済の事実が証明されても刑の量定が不當であると認められない上うな場合は必ずしもこれが取り調べを要しないものと解するを相当とするのみならず、所論領収証は原審の弁護人から被告人の利益のために本件控訴趣意書に添付して原審に提出され現に記録に記り込まれており且つ原審弁護人は原審公判廷において該趣意書に基き弁論をしてゐるから、原審が公判廷で被告人にこれを示して意見弁解を聞かなくとも、原判示上明らかに記録により本件量刑不当の論旨につき判断をす

る際これが資料の一部として考慮するを以て同条所定の取り調べをしたものと解することができる。それ故、所詮は探ることができない。

あがゆ
まつりのやうす
かくはん
みだらに

むご

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

76

法制審議会の刑事法節の小委員会

審議 終了 一時見合

(第27-1-12)

題名(ヨリ)	議題	順位(番号)	審議終了結果
第一回 小委員会 (第26-1-19)	第一次に取り上げべき問題如何	未定	三回相当を決定
第二回 小委員会 (第26-1-28)	五、志願者の勾留請求制度 六、逮捕を前提としない効率的勾留 七、勾留の取消 八、勾留状の管轄区域外における執行 九、檢察官の指揮を受けて署長を行う司法監獄監獄の管轄区域外の監禁執行(本附幹事会案)	未定	討論の上差期
第三回 小委員会 (第26-2-14)	十三、候補役・勾留執行停止取扱について(一部) 十六、勾引した証人の身柄の処置 十七、証人出頭費用の請求 十八、候補役監禁について 十九、同被尋問人のために穿した封套費用の負担 二十、訴訟費用の負担の免状手続	未定	討論の上差期
第四回 小委員会 (第26-2-19)	二二、正式裁判取下の場合の訴訟費用の負担 二三、上納額と差別度について 二四、略式命令手続について 二十五、執行手続について(一部)	未定	討論の上差期
第五回 小委員会 (第26-3-19)	二六、犯行手続について(一部) 二七、犯行手続の対応無不制版 二八、逮捕を前提としない効率的勾留へ(本附案)を提出 二九、檢察官の指揮を受けて署長を行なう司法監獄監獄の管轄区域外の監禁執行について(本附幹事会案)	未定	討論の上差期
第六回 小委員会 (第26-4-19)	三十、略式命令手続について(八案提出) 三一、略式命令手続について(八案提出) 三二、略式命令手續について(八案提出)	未定	討論の上差期

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

法剣道公刑法部会委員、桑原謙席長（席噴、委員は五十音順転事は別件專員附近）

(諸如 27、1、12 於第二會議室)

- 情感共鸣
- 个人偏好
- 社会文化背景
- 知识与经验
- 个人价值观
- 情感共鸣
- 个人偏好

○○ 千秋萬歲
○○ 千秋萬歲

卷之三

卷之三

卷之三

卷之三

Jan 4
Jan 4
Jan 4
Jan 4
Jan 4
Jan 4

昭和二十七年三月二十八日

法務府検務局長 四 賀 勝 男

田 藤 重 光

蒙

刑事訴訟法の改正案について

刑事訴訟法の一部を改正する法律案の起草につき從来貴重な御協力を
與たことを深く感謝いたします。本案も漸く成案を得、先般の閣議を
経て目下総司令部に折衝中であり、近く国会に提出される見込であります。ついては、法律案の正文及び参照条文を別添の通り、御参考までにお送りいたします。

(76)

刑事訴訟法の一部を改正する法律案

744

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

併あるとき、

第九十三條に次の一項を加える。

検察官の請求による場合を除いて、罰金を取り受ける決定をするときも、罰金と同様である。假し、免述を求める場合は、この限りでない。

第九十六條第一項を次のよう改める。

裁判所は、左の各号の一にあたる場合には、検察官の請求により、又は検査で、検定を以て検査又は勾留の執行停止を取扱うことをせらる。

一、被告人が、召役を受けて正告を理由がなく逃避しないとき。

二、被告人が罪証を隠滅し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相手を理由があるとき。

三、被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相手を理由があるとき。
四、被告人が、検査者せり検事所の審判と准拠を知識を有すると認められる者の身体をしくは財産に害を加え過しくは加えようとして、又はこれをもつて長髪させる行為をしたものとさ。

五、被告人が性別の相手その他の裁判所の定めた條件に違反したとき。

第九十八條に次の二項を加える。

前項の書面を所持しないためこれを示すことができない場合において、免述を求めるときは、同様の規定にかぎめらず、検察官の請求により、被告人に對し保候若しくは勾留する。

第七十一條の規定は、前二項の規定による取扱いについてこれと準用する。

第百五十三條の次に次の二項を加える。

第百五十三條の二、特別状況の執行を受けた認人を護送する場合又は引致しと場合にあつて、登車するとき、一時最寄の警察署を出だの適当な場所に立候を前置することである。

第百六十四條に次の二項を加える。

認人は、あらかじめ旅費、日当又は宿泊料の支拂を受けた場合にあつて、正当な理由がなく、出乗せず又は宣誓若しくは証言を拒んでときは、その支拂を發けた費用を認得しなければならない。

第百六十九條第二項中の「審量状」を「確定審量状」と改め、同様第二項の次に二項を加える。
第一項の審量につきの事があるときは、裁判所は、被告人を成犯とする病院その他の施設の管理若くは中止により、又は廃止、同様に被告人の看守を令下ることができる。

裁判所は、控訴があるときは、審査の期間を延長し又は懸念することができある。

第百六十七條に第十六項として次の二項を加える。

第一項の審査は、本件勾留日取の算入については、これを控訴とみなす。

第百九十七條の次に次の一項を加える。

第百六十七條の二、勾留中の被告人に付し鑑定審査状が施行されたときは、被告人が審査

されてゐる間、勾留は、その執行日時とされるものとする。

前項の場合は、前項第一項の私金が取扱い増加又は審査の期間が過了したときは

は、原九十八様の規定を準用する。

第百八十一條第一項に次の仮書を加える。

但し、被告人が貧困たる訴訟費用を開帳することができないことが明らかであろうと

きは、こか限りでない。

第百八十四條中「上訴又は再審の請求」を「上訴又は再審若しくは正規裁判の請求」と

「上訴又は再審に關する費用」を「上訴・異議又は正規裁判に關する費用」と改める。

第百九十八條第二項中「検査を控むことができる旨」と「自己に不利益を検査を要するこ

れることがない旨」と改める。

第二百八十九條の次に次の一項を加える。

第二百八十九條の二、裁判官は、死刑又は無期懲役しくは徒刑三年以上の懲役若しくは禁錮にあ

きる事件につき、犯罪の証明に久くことのできない手配その他より簡單人又は難易者を少
数で控るをめめ檢察官が前項の期間内にその取調を終らうことをさせないと認めるときは、
その取調が被疑者の取調権ではざらに困難となりうる場合に限り、檢察官の請
求により、同檢察官の請求の範囲により延長され得る期間を申し延長することができる。この
期間の延長は、連れて七日を超えることができない。

第二百十九條の三、検査官、檢査事務官又は司法警衛職員は、各款に至り得まるべき場合

所を下々さ場所を充當させており、且つ、その為所を以てこの項を免免することができない

場合にありて、その物の所を下す場所が明らかとなつたときは、急遽を要する場合
に限り、延伸を受けうる場合にその事由及び被疑者等を含めてとり場所を看守すること
がでさる。

第二百二十條第一項に次の二項を加える。

この場合に、第二百六十二条の規定を準用する。

第二百二十二条の二、検査官は、

第二百九十九條の二、検査官が、簡便な方法にて検査に附し、起訴狀に記載された斷言につ

いて何事であるかを陳述したときは、裁判所は、検察官及び原告の代理人又は弁護人の意見を聽き、有罪である旨の陳述があつた御質問に附り、原告公判手続きにて審判をする旨の決度を下すこととする。但し、元則又は並願もしくは既判一年以上の終了の際後者しくは表題にある事件については、これを假りしない。

第一百九十一條ニ 裁判所は、前項の決度があつた事件や原告公判手続によることができないものであり、又はこれによることが困難でないものであると認めるとときは、それを決定を取引済みとみなすに充當する。

第一百九十二條ナ 被告の陳述は、公判期日において、被告と認める方承認の上行うことができる。

第一百九十三條カ 及び次句一項を除く一項を除く。

第一百九十四條カ 第二百九十一條の二の規定が適用され得る事件については、第一百九十六條、第二百九十七條、第三百九十九條の二の規定が等同的である旨の規定は、これを適用せず、証明者は、公判期日において、被告と認める方承認の上行うことができる。

第一百九十五條カ 及び次句一項を除く。

第一百九十六條カ 第二百九十一條の二の規定が適用され得るときは、公判手続を更新しない場合はならない。但し、被告が承認の上行うことができる方承認の上行うことができない。

第一百九十七條カ 次の一項を除く。

第一百九十八條カ 前の規定により公判の実施がその能力を失つたときは、

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第一百九十九條第一項中第一号を第一号とし、以下同様に第一号下つて改り下け、同様に第一号として次の二号を加えろ。

第一百九十九條第二号の規定により公判の実施がその能力を失つたときは、

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第一百九十九條ナ 「公判長司」、審理達しそう「公判長司」の職務を失つたときは、被告の同意は弁護人か検察官かのどちらかとすることと異議を提げても力にはついては、これら限りでない。

第二百八十二回

とか生きながらて母親はよつて経済する」とあらうと莫てあつて前日柴に規定する地
主の理由からことを省するに足りるものは、説教が般若の原義的所とありて取り
纏めて經義に歸れていら事実成外の事実であつても、然る應え吾くこれを發用するこ
とがひきら。

あることを悟下さる足りるも力はついても、面譲と財譲である。
前二項の場合は、被譲譲意を、その事実を表明する資料と本然しなければならぬ。第一項の場合には、やむを得ない事由にててその證據の取調を請求することであるが、たゞ其を取調するに際しては、必ずしも被譲譲者より証言するに限らぬ。

10

學者に於ける事は、必ず其の知識を加味する所あれ笑くことのできない場合に限る。これ
を取引圖する所以ならぬ。ならぬ。

第三章九十三 横口亭四郎として死ぬ一 墓主加茂守

第一回は弟の運慶による驚説をしたときは、便面を覺悟の世人は、その結果に喜んで手勢をすることができる。

（前略）六十七年十一月三日七十二歳也。是年三百八十三歲。至一月三日酉七十七歲也。是年三百八十四歲。

第三回 九十五 滅學ニ満の規定による取扱の結果、禁制令を廃棄しないれば明らかに正義に反すると思ふるときは、禁制令規制令を破棄することせらる。

第三百六十條第二項中「學三月九十三課第一頁」を「學三月九十三課第二頁」に改めること。

萬葉百八十歌の、萬葉宮は、歌の本意の講究を厭し、歌詮者に對し、あらかじめ、略式手説と理解せしるをもてて、御意を説明し、通常の規定の變り體例を受けることなく、ひきる音を含む上、歌詞手説によることがついて異議がないが、かうかる種あなければ、

被説者は、感覚を覺えたまゝことにつけて、其感が心のとては、其體やその所も明らかにしなければならない。

毎日百六十三歳を度り一歳を加えり、

今令を講じた上生も、前撰と同様である。

同様學二項に定める期間は、貿易の通知があつた日から二箇月とする

卷之三

卷之三

第四百六十三標の後に次の一標を加える。

略大命令を被る人に各類うれなほとはは、公爵の御起は、さかのうてせる餘力を失う、
而用ひ得合には、御用所可、放送ひ、公爵を家督しなむ事能ひならぬ。恐心令外見

に被服室に先づき去るときは、馬具を取り落し太上、その装束をしなければ駄目ならない。

前項の決定に対しては、即時報告をすることが出来る。

序四百六十七標中下學三百三十五標乃第第三百五十七標更次第三百五十九標乃坐尾三百五十八標

中三百六十一 横刀是唐三番六十九件之一也改焉。

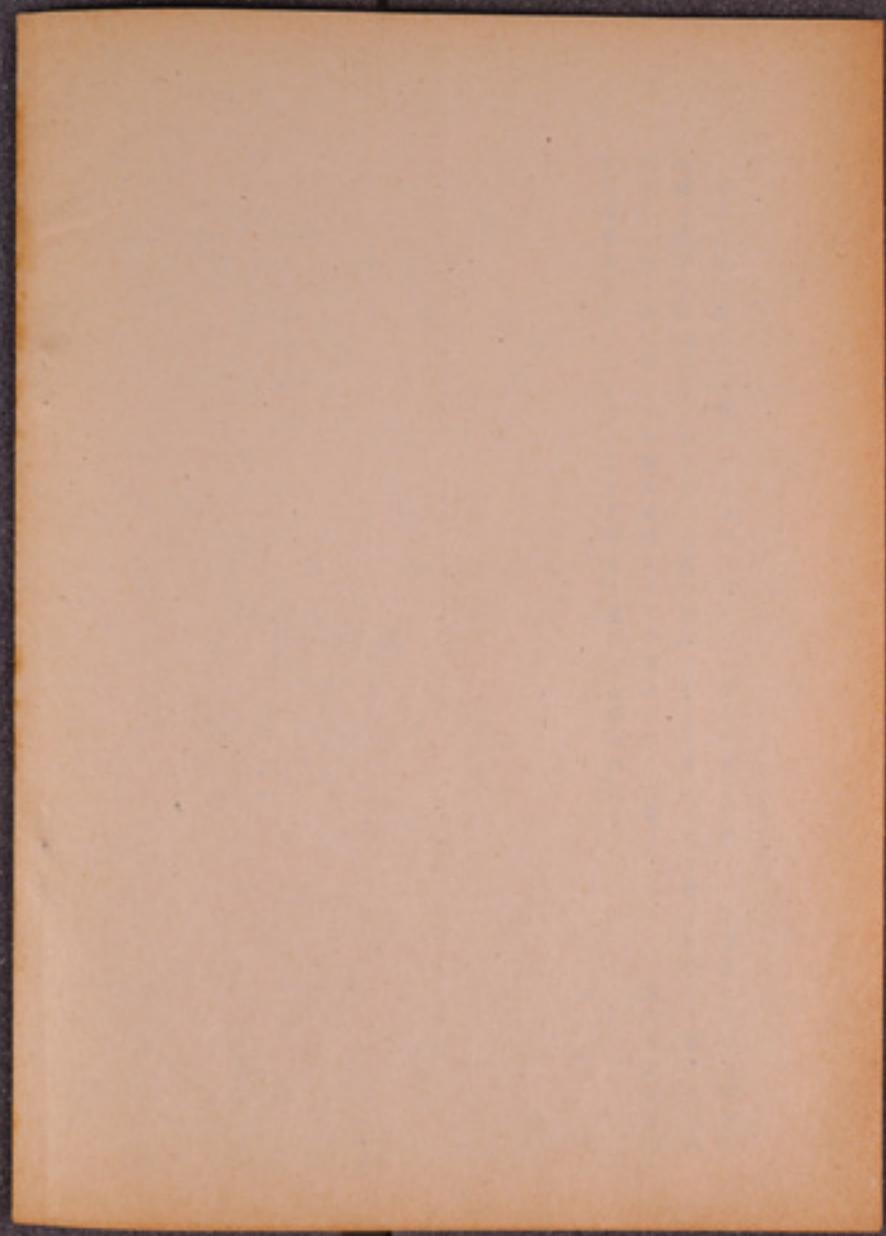
相手、横糸也は、驚いた飛行を停止して、それを飛行を止めてから

原田百九十九歳第一回中、宝歌で、と「歌合」を庭園に守護しようとしたのである。

本五百株中一千株の新規費用を負担する権利を有する権利者を「新規権利者」とし、その権利所持の期間を「新規権利期間」と定める。

- 1 この法律は、公布の日から起算して六ヶ月を経過した日から施行する。
- 2 この附則で「新法」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「旧法」とは、改前の刑事訴訟法をいう。
- 3 新法は、開港の定めある港みを除いては、新法施行前に生じた事件にも適用する。但し、旧法によって生じた效力を妨げない。
- 4 航運租賃の場合は、旧法によつてした訴訟手続で新法にこれと相違する規定があるものは、新法によつてしたものとみなす。
- 5 新法施行前に三ヶ月以内に新法施行後たる事件の新法施行後たる事件下のあつたものとの訴訟費用の算定については、新法施行後も、なる裁判の例である。
- 6 新法施行の際すでに老病難免者の身故届題を提出した事件の控訴裁判所に付ける事件の廢棄については、新法施行後も、なる用度費三百九十三億零一千万円を新法施行の際度を適用する。
- 7 新法施行前に既式命令の請求があつた事件を既式手続については、なお使用するに由る、既式裁判の請求をすることをできる限りたつても、簡便である。
- 8 新法施行の際まで既式命令の請求をしていない事件であつても、新法施行の際すでに檢察官から被疑者に付し既式命令の請求をすることを告げているものについては、これを認めんす。既式命令をすることを告げる。

を告げた日から七日を推量した後であつて、且つ、既式手続によることせついて被疑者に異議がない場合は、新法第四百九十一條の二及か第四百六十二條の二項の規定にかかる



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

刑事訴訟法の一部を改正する法律案参考條文

法務府

刑事訴訟法の一部を改正する法律案参考條文

(原稿は改正部分を示す)

第十條 同一事件が市町村等と異にする級別の裁判所に係属するときは、上級の裁判所がこれを審理する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で審理権を有する下級の裁判所にその事件を審理させることができる。

第十一條 同一事件が事務管轄を同じくする級別の裁判所に係属するときは、最初に公訴を提起した裁判所が、これを審理する。

本裁判所に移送する事件上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で庚に公訴を受けた裁判所とその事件を審理させることができる。

第六十條 裁判所は、被告人が罪を犯したことと競うた限りの起訴の理由がある場合で、左の基準にあつてときは、これを却留することができる。

一 被告人が定めた住居を有しないとき。

二 被告人不適切と判断すると競うて及ぼる懲罰が過度であるとき。

三 被告人が逃亡し又は逃亡するおそれ有するに足りる相当な懲罰であるとき。

司機の開門は、必ず其の運転があった日から二箇月とする。若く運転の必要がある場合においては、該体動にその運転と附しを決定ア一箇月ごとにこれを更新すること並びに更新は、一回で済るものとする。

五百円以下の罰金、可罰又は料金である事件については、被告人未定までの在局を有しない場合に限り、第一項の規定を適用する。

第七十一條

公衆等在官又は可憐醫無職員は、必要があるときは、皆職三職外の、可罰或

者しくは其前状を執行し、又はその他の公衆等在官若しくは前職無職員にその執行を求めることがある。

第七十二條

被告人の現在地に判り難いときは、裁判長は、被審長たその搜査及び可罰狀

又は可懲狀の執行を満足することができる。

通記と致せた検事役は、その會内の檢察官に検察官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人と承した上、できる限り速やかに且つ直ちに、該處に於ける裁判所その他の場所に引致しなければならぬ。

勾留状を執行するには、これを被告人と承した上、できる限り速やかに且つ直ちに、該處に於ける裁判所その他の場所に引致しなければならぬ。

第六十九條 勘定の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを却てはいけない旨を

定められなければならない。

勾留状又は勾留狀を执行しないためこれを承すことができない場合は、場合は、

争い・合意を成すことができないとき等、前二項の規定にあらず、被告人に付し公

訴事実の發見及び合意が発せられていても前を告げて、その執行をすることができる。但

し、合意は、できる限り速めあたこれを受けなければならぬ。

第六十九條 勘定の請求があつたときは、次の場合を除いては、これを却てはいけない旨を

定められなければならない。

一 被告人が死刑又は無期若しくは短期一年以上の懲役若しくは禁錮とあたる罪を犯し

たものであるとき、

二 被告人が罰金又は無期若しくは短期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪

につき勾留の宣告を受けたことがあるとき、

三 被告人が傳説として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであると

き。

四 被告人が多原因して罪を犯したものであるとき、

五 被告人が累犯を認めたと疑うべきの理由があるとき、

六 被告人が、被告名その他の事件の原判に必要なる知識を有するに疑めらるる者の身位又

は財産に訴えられるものとの者を被質させる行為をすると疑うべきの理由

がどうとか。

七 権告人の行為又は庇護が列らないとき。

第九十二条 残業所は、懲戒を併す決定又は懲罰の請求を相下する決定をするには、換業官の意見を聽かなければならぬ。

換業官の請求による場合を除いて、同種を取引する決定をするときも、前項と同様である。又し、前述の事由でこの限りでない。

第九十三条 残業所は、五の各号の一にあたる場合は、換業官の請求により、又は監理で、決定を以て廃次又は初期の執行を取り消すことができる。

一 権告人が、公職を脱り正當な理由もなく就職しないとき。

二 権告人が逃亡し、又は隠居するに及ぶる理由があるとき。

三 権告人が謫居を廃職し又は解説を廃職すると認うとする理由があるとき。

四 権告人が、権告者との地主等の恩用と恩情を感謝と認するに認めらるる者の育教若しくは貢献等の恩を贈るに相違あるとし、又はこれらの者を褒美させる行為をしたとき。

五 権告人が雇用の終了後も残業所の従事や勤務に違反したとき、

懲戒を以て廃次又は監理所、決定を廃職又は一部を廃職することができる。

換業された者は、明の旨意を受けその利用を確定した後、執行のため時計を残り正當な理由がなく放棄しないとき、又は逃亡したときは、換業官の請求により、決定で原組金の全額又は一部を廃職しなければならない。

第九十八条 懲戒若しくは何等の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は初期の執行停止の期間が満了したときは、換業官は、司法警察員又は監禁官又は換業官の権限どおり、封鎖狀の原本及び原稿若しくは何等の執行停止が取り消す決定の原本又は期間を指定した司法の執行停止の決定の原本を権告人と示してこれを收監しなければならない。

換業の書面を所持しないをめることを示すことができない場合は、起訴を導するときは、前項の規定にからず、換業官の権限どより、権告人に示し、原稿若しくは封鎖の執行停止が取り消された旨又は封鎖の執行停止の期間が満了した旨を書じて、これを收監することができる。但し、その書面は、できる限り是やれにこれを示さなければならぬ。

第十九条の規定は、前二項の規定による収監とついてこれと準用する。

第五十三条 第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定は、起訴の因縁について、第六十二条、第六十四条、第六十五条、第六十六条、第六十七条、第六十八条、第六十九条及び第七十条について、三條第一項の規定は、起訴の因縁についてこれを準用する。

大
第八五十三番の三 勾引状の強奪を致りを犯人と譲送する馬名又は引致した馬名大あいて
詔書があるとき以て一時云々の嘗病馬その他の通常な馬所に之れと留置すること可なり

曾めなく宣誓又は証言を抱んだ者は、この限りでない。

第一回の初回につきましても、裁判所は、周囲を定め、開院その他の相当な場所で陪審人を留置することあります。前項の留置は、被告留置状を施してこれをしなければならぬ。

馬場の會理者の申出により、又は勝敗で、司理審議處所と被告人の居宅を命ずることがある。

第一回の告白は、本家の御用紙の輸入については、この段を切替とみなす。

第三回

西八十一席 刑の意渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を賄祖させなければならない。假し、被告人が費用のため訴訟費用を納付することができないことが認められるときは、この限りでない。

無造人の妻と離婚すべき事態に至つて生じた費用は、別の方法をしない場合にも、被告人とこれを賃貸させることができ。

下があつたときは、上將に聞する所詮費用は、これを被借人に賄贈させることができない。廣百八十日降、換算官以外の者は上將又は導幕若しくは正武殿内に請求を致り下すた場合には、その者に上將・御馬又は正武殿内に関する費用を賄用させることができる。第百九十八條 换算官・換算事務官又は司証監察職員は、報酬の換算をするにつれて必要があるとき、被覆者の出頭を取れ。これを致り難べることがそる。但し、被覆者は選擇又は勾留の私する場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の規則に従つては、被服者に拂ひ、あらかじめ、自己の不利益な状況を必要され

ることのできない旨を告げなければならぬ。

被服者の就寝は、これを被服者に覺察させ、又は見み聞かせて、被服者にどうかと問

い、被服者が腰痛或風寒の害をとしたりは、その就寝を解説して戒めなければならぬ。被服者が、腰痛に罹らないことを申し立てたときは、これに署名捺印することを求めることができる。但し、これを超越した場合は、この限りでない。

第二百八十九条 前項の規定により被服者と同宿した事件につき、時間の請求をした日より十日以内に会計と廻査しないときは、検察官は、直ちに被服者を訴えしはければならない。裁判官は、いかにも周旋の意旨があると認めたときは、検察官の請求により、前項の審理を起訴することができる。この間取り、廻査は、通じて十日を超えることができない。

第二百九十二条 檢察官は、裁判又は被服者しくは、長期間三年以上お處置所にて被服者にあ

る事件につき、被服の範囲に大くことのできない其他の他の同族人又は近親者が多

数であるため検察官が常務的断固とその廻査を終ることをできないと認めたときは、

その被服が被服者の就寝後では著しく困難になると認められる場合に限り、検察官の請

求により、同条第二項の規定により訴えられを請求するに廻査することができる。こ

の期間は、延長せ、過して七日と超えることのできない。

更

第二百九十三条 検察官、檢察事務官又は司法監督係員は、被服の検査をするにつれて必要なところは、裁判官の充する令状により、差し押収又は検査をすることができる。乙の場合は、被服の検査は、身体検査と並んで、身外検査とよばれるべきもの。

前項の令状は、検察官、檢察事務官又は司法監督係員は、被服於在立狀の請求をする日は、身体の検査

を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、被服が想てる地検察所の規則で定

める事項を記さなければならぬ。

裁判官は、身体の検査を制し、盡力と認める条件を附するところとする。

第二百九十四条 前項の令状とは、被服若差しくは被服人の氏名、年齢、差し押えられべき助役並すべき廻査、身外検査の日時、検査すべき場所若しくは筋入は検査すべき身体及び身外の検査に関する條件、若効期間及びその期間内に被服は差押、被査又は検査と看手するところがきず今状はこれを返還しなければならない旨並びに発行の年月日との地検察所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならぬ。

第二百九十五条 検察官、檢察事務官又は司法監督係員は、令状は差し押えられべき助役並すべき廻査が記載されており、且つ、その場所においてそれを検査するところのうちのうちの場所にありて、その場所に記載する廻査が開かれとなつたときは、検査を受ける場所

に附り、公判を受けておるに至りては其の事務官が放競争料を負うてその裁判を看守することができる。

第二百二十三條 檢察官・檢察事務官又は司法警務監視は、犯行の検査をするについては権があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを致し調べ入はこれに鑑定、追試若しくは調査を進むことができる。

第二百二十九条 保険一属性審及び第二百三十九条至五百五条の規定は、前項の場合にこれを準用する。該に規定する場合を必要とするときは、檢察官・檢察事務官又は司法警務監視は裁判官にその命令を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相手と認めるとき、第百六十七條の規定に準じてする公判をしなきり得ざらなり。この場合又は、第百六十六條の規定を準用する。

第二百五十条 裁判官は、審議事外をつゞいてした公判の実行を停止し、

公判の一人に付してした公判の実行による裁判の停止は、他の候補に付しての公判の停止する。この場合において、停止した裁判官は、審議事外についてして該裁判が確立した時からその進行を始めろ。

第二百五十五條 裁判官が国外でいる場合は、裁判官が遅延しているため有効な起訴状の廢

木の送達は、起訴命令の書類がさきだつた場合は、時計は、その国外でいる期間又は遅延している期間その進行を停止する。

裁人が国外でいることにより起訴人が遅延していること有効な起訴状の廢木の送達をしくば起訴命令の書類がさきだつたことの説明を公判の公判を要請は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百七十一條 裁判官は、公判の実行があつたときは、遅延なく起訴状の廢木を被告人又は送達しなければならぬ。

公判の実行があつた日から三箇月以内に起訴状の廢木が送達されないときは、公判の実行は、かかるばつてその効力を失う。

第二百九十一條 檢察官は、まず、起訴状を開封しなりぬばならぬ。

裁判長は、起訴状の開封があつた後、被告人に付し、公判実行し、又は被告人の質問に付し、被告を拒否せざる旨を陳述したときは、裁判官は、檢察官及び被告人の意見を考慮するため被告を起訴状をあげた上、被告人及び被告人に対する被告事外につけて該辯する機會を與えなければならぬ。

第二百九十一條の二 被告人が、前項の質問に際し、起訴状の記載された訴因について弁護である旨を陳述したときは、裁判官は、檢察官及び被告人又は被告人の意見を聽き、被告である旨の陳述の有無を辨認し、開場公判手続によつて審判を下す旨の

決定をすることができる、但し、死刑、懲罰又は退職一社以上の懲戒並くは禁錮にお

ける事件につけては、この限りと有り。

第二百九十一條の三、萬刑所は、前項の規定があつた事件が調査公則手続によることがで
きるものであり、又はこれによることの相違をきいものであると認めるときは、その

決定を取扱さなければならぬに。

第二百九十二條、監査調査、第二百九十三「婦人子供が殺された後、それを防ぐ、

守りぬけをならむ」、但し、監査とすることができる。

監査の外の事件の起因して、裁判所に事件について審査又は予断を生ぜしめる虞がある

場合、監査所は、檢察官及び被害入又は弁護人の意見を聽き、証拠調査の範囲、

順序及び方法を定めることができる。

前項の手續は、色謹体の勘定費にこれをさせることができ。

裁判所は、最初と認めるときより何時でも、檢察官及び被害入又は弁護人の意見を聽

く場合、第三百三十一條第一項第一項の規定により証拠とすることができる。

ついては、檢察官は、必ずその取調を妨不し受けければならない。

第三百一條、第三百二十二条及び第三百二十条の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合に、起訴奉行は開する他の証拠が取り調べられた
上でなければその取調を請求することができ。

第三百二條、第三百二十一條乃至第三百二十二条及び第三百二十条の規定により証拠と
することができる書面が検査記録の一冊であるときは、檢察官は、その記録より他の部分
を分離してそりて取調を請求するを認め得る。

第三百四條、犯人、被疑人、告訴入又は調査入は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、乙
れを尋問する。

檢察官、被告入又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その犯人、
被疑人、告訴入又は調査入を尋問することができる。この場合において、その犯人、被
告入、告訴入又は調査入の取調が、檢察官、被告入又は弁護人の請求にかかるものとあ
るとときは、請求をした者が、先に尋問する。

裁判所は、過失と認めたときの檢査官及び被告入又は弁護人の意見を聽き、第二節の
審査の順序を変更することができる。

第三百五條、檢察官、被告入又は弁護人の請求に上う、證拠査定の実験をするにつれては、
裁判長は、その取調を請求した者に乙れを解説させなければならぬ。但し、裁判長は、
自ら乙れを解説し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記に乙れを解説させることが可

さる。

裁判所が取扱を証明書類の取扱をするについで、裁判長は、自らでの基調を御説し、又は陪席の裁判官もしくは裁判官書記にてそれを御説させなければならぬ。

第三百七十九条 証明書類の起訴が証明と看みものとの取扱をするについで、前項の規定によろ外、第二百五十三条の規定による。

第三百七十九条の二 第二百九十一條の二の規定があつた事件については、第二百九十八條

第二百九十九条、第三百條乃至第二百三條及び第三百四條乃至第三百七十九条の規定で、これを適用せず、証明調査日、公判期日を異にして、遅延と認める方法でそれを行つてさる。

第二百十一条 指告人が心神喪失の状態に在るときは、檢察官及び弁護人の意見を聽き、被告人が意見のため出頭することができないときは、檢察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十九条の規定により代理人をお願せした場合は、その限りである。

詔勅奉承の存続の証明が大くこときさきに犯人が辨見のため公判期日を出頭するこ

とができるなどときは、公判期日外においてその証明をするのを爲すと認める場合の外、次次と出頭することがざるるまで公判手続を停止しなければならない。

第三項の規定により公判手続を停止するには、裁判の意見を聽かたりればならず。第三百五十五條 裁判後裁判官がかわつたときに、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣示をする場合は、この限りでない。

第三百五十五条の二 第二百九十一條の二の規定が取扱されたときは、公判手続を更新しないければならない。但し、檢察官及び指告人又は弁護人は異議がないときは、この限りでない。

第三百二十條 第三百二十一條の第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて告訴を起訴とし、又は公判期日外にかかる他の者の供述を内容とする供述の認取とすることができる。

第三百九十一條の二の規定があつた事件についてとは、前項の規定は、これと適用しない。但し、檢察官、指告人又は弁護人が起訴とされるてより異議を述べたものについては、この限りである。

第三百二十一條 被告人以外の者が作成した供述書又はその供述を採取した書面を供用する者、著者の署名若しくは押印のあるものは、正の場合に限り、これを認取とすることができる。

一、裁判官の面前に立ける供述を錄取した書面なり。とは、その供述者が死後、精神者しくは身体の故障、所在不明若しくは公判期日にちて出頭することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において開かれた供述と異つた供述をしたとき、

二、檢察官の面前に立ける供述を錄取した書面については、その供述者が死後、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは公判期日において開かれた供述と異つた供述をしたとき、又は公判準備若しくは公判期日において開かれた供述と相反而するか若しくは不適切な變つた供述をしたとき、然し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を適用すべき特別の情況の母するときを限る。

三、前ニ号で題する書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は国外といふたる事由等又は公判期日とあひて供述することができないとき、その供述が何らかの原因で失くしきりができないものであるとき、

被告人以外の者が公判準備若しくは公判期日又は公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所

並しくは裁判官の裁定の結果を記載した書面は、前項の規定にからむらず、これを認めたとすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察官員の検定の結果を記載した書面は、その供述者が

公判期日において訴人として尋問を受け、その是正に依頼されたものであることを供述

したこととは、第一項の規定にからむらず、これを認めたすることができる。

鑑定の結果及び結果を記載した書面で鑑定への依頼したるものについても、前項と同様である。

第三百二十九条 被告人が原版した紙三葉又は被告人へ供述を錄取した書面を複数した書面を複数した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものに、その性質が被告人に不利なる事実の承認を内容とするものであるとき、又は被告人へ供述を錄取した書面を複数した書面で被告人へ有利なる事実の承認を内容とする書面は、その承認が明白でない場合は、これを認めたすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が故意にされたものと見られるときには限り、これを認めたとすることができる。

第二百三十三条 第二條に題する書面以外の書面は、左のものに限り、これを認めたとすることができる。

一、鑑定書、公正証書原本その他公務員の外因の公務員を含むがその職務上認明することを目的とする車両についての公務員の作成した書面、

二、商業帳簿、航行日誌その他の業務の通常の運営において作成された書面、

三、前ニ号に題するものの中の本件に供用すべき構造の下に作成された書面、

第三百二十四條 欺害人以外の者の公判席又は公判期日における供述を被害者へ供述する場合の内などするものに付いては、第三百二十二條の規定を準用する。
被告人以外の者の公判席又は公判期日における供述を被害人以外の者の供述までの内などするものは、第三百二十一條第一項第一款第三号の規定を準用する。

第三百二十九條 裁判所は、前四項の規定により認取どすることができる書面又は供述を准用する。

第三百二十九條 裁判所は、前四項の規定により認取どすることができる書面又は供述を准用する。

第三百二十九條 被告人が出頭しないでも証拠調査を行うことがあらざる場合は、被告人が出頭しないときは、被害の同意があつたものとみます。但し、代理人人は被告人が出頭したときには、その限りでない。

第三百二十九條 裁判所は、被害者及び被害人は被護人が合意の上、文書の内容又は公判期日における供述することができる予見されるその供述の内容を書面に記載して提出せしめ、その大書又は供述すべき者を取り調べなほりでも、その書面を認取どすること

ができる。この場合においても、その書面の証明力を準うことを妨げない。

第三百二十九條 第三百二十一條乃至第三百二十條の規定により証取どすることができる書面又は供述であつても、公判席又は公判期日における被害人、盤人その他の者の者の供述の証明力を争うためには、これを起訴とすることができる。

第三百三十八條 左の場合は、判決を公訴を棄却しなければならぬ。

一、被告人に対して裁判権を有しないとき。

二、第三百四十條の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三、公訴の提起があつた事件について第三百一「裁判所は公訴が提起されたとき、

四、公訴の提起がその規定に違反したため無効であるとき。

五、第三百三十九條 五の場合は、被害で公訴を棄却しなければならない。

一、第三百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその能力を失つたとき、

二、起訴状は記載された事実が眞実であつても、何らの争点となるべき事実を包含していないとき、

三、公訴が取り消されたとき、

四、被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき、

五、第十條又は第十一條の規定により審判して貰らなければならぬとき。

前項の規定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百四十四條 葉綱以上の判に處する判決の宣告があつた後は、第大十條第二項但書及
が第へ十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條 黒葬 免除、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却（第三百三十八條第項
等による場合を除く）、罰金又は料料の額の減輕があることを比きは、守候状は、その効
力を失う。（官署重複原）

第三百五十二條 檢察官又は被告人以外の者を決定を受けたものは、抗告をすることが可
さる。

第三百五十三條 被告人の法定代理人又は係官人は、被告人のために上訴をすることが可
さる。

第三百五十四條 向辯に對しては、専門的理由の關係があつたときは、その關係の請求を
した者も、被告人のための上訴をすることができる。その上訴を棄却する決定に對しても、
同様である。

第三百五十五條 原審にあひる代理人又は係官人は、被告人のための上訴をすることが可
れ。

第三百五十六條 肩三種の上訴は、被告人の明示した意思に従してこれをすることができる。
肩三種は、

第三百五十七條 上訴日、裁判の一報に付してこれをすることができる。訴訟を取らない
で上訴をしたときは、裁判の全期日対しても及ぼものとみなす。

第三百五十九條 檢察官、被告人又は原審三百五十二條に規定する者は、上訴の放棄又は原
審を下ることをできる。

第三百六十條 第三百五十三條又は第三百五十九條に規定する者は、審議による被告人か
開庭を終て上訴の放棄又は原下をすることをできる。

第三百六十條の二 裁判の判決に対する上訴は、前二條の規定にかかわらず、これを放棄
することができない。

第三百六十條の三 上訴放棄の申立は、審議がこととしなければならない。

第三百六十一條 上訴の放棄又は原下をした者は、その事実に對して是に上訴をするこ
とができる。上訴の放棄又は原下に同意をした被告人も、同様である。

第三百六十二條 第三百五十一條乃至第三百五十九條の規定により上訴をすることができ
る者は、自己又は代人の責に難することのできない事由たゞして上訴の提起期間外に上
訴をすることができないときは、原裁判所に上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間と相当する期
間界たことをしなければならない。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十四條 上訴権回復の請求についた決定に對しては、即時報告をすらこと上訴
できる。

草五百六十五株 上等種田植の謂不善あつたときは、最裁判所は、爾前の裁定を下すまで耕作の執行を停止する決定をすること許ひきる。この場合には、被古人に特し専官状を發することがでざる。

等三百六十六件、監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を提出し、其又は、この代理人が差し送しきと云は、上訴の提起期間外に上訴をしたものとみなし、被告人が自ら申立て書を作ることができないと云は、監獄の長又はその代理人は、これを代理し、又は所屬の更賃に此役をさせたければならない。

第三百六十七條 前條の規定は、近親たる被害人等の感心又は上訴権回復の請求をする場合に付す。

に差し出さなければならぬ。

又は換算容易しくは外證人の認証書を添附しなければ成せない。

一 法律と連つて判決執行官を構成しなかつたことは、
詮書と密附しなければならぬ。

二、法令により判決に附與することができない裁判官が判決に附與したこと、
三、審判の公開と固守する規定に違反したこと。

書に、御公記録及本原義所れあひて取り調べた結果に認めれて居る事実であつて、その事実があることを想するに足りるものと被用しなければならない。

三　裁判の請求を受けて事件について判決をせず、又は審判して内訟をしたこと。

日、川崎に理由を附せず、又は理由にくじらかひが易ること、三百七十九條前二條の略を除いて、訴訟不競の命令に連絡を及ぼす事とが明らかであることを理由として差押の

越驚嘆に、舜歎記等更に原資料所において取り頃やた趣取び述れている事実であつて、明らかに列傳に影響を及ぼすべき疑念が生じることを悟るに足りるものと察し

をけはせなもない。

かと判決と影響を及ぼすべきことを示さなければならぬ。

原三百八十一條 刑力量定が不適であることを理由として控訴の申立てした場合には、控訴趣意書と訴訟記録及び原裁判所において取り調べた趣意に現めている事実であつて刑力量定が不適であることを指するに足りるものと適用しなければならない。

原三百八十二條 事実の誤認があつてそり誤認者承認に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立てした場合には、控訴趣意書と訴訟記録及び原裁判所において取り調べた趣意に現めている事実であつて明らかに刑力量定を及ぼすべき誤認があることを指するに足りるものと適用しなければならぬ。

原三百八十二條の三を除かない事由によって第一審の控訴趣意書と原稿を請求することができるなかつて控訴によつて証明することができることある事実であつて前二條に規定する控訴申立ての理由があることを指すに足りるものとは、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた趣意に現めている事実以外の事実であつても、控訴趣意書にこれと機関することができざる。

原一審の控訴地檢察院に生じた事実であつて前に規定する控訴申立ての理由があると認するに足りるものについても、前項と同様である。

前二項の場合には、控訴趣意書に、その事実を陳述する資料を添附しなければならない。第一項の場合には、やむを得ない事由せよつてその趣意を陳述を請求することとする。

まなかつた旨を説明する資料を添附しなければならない。

原三百八十三條 在宅審査があることを理由として控訴の申立てした場合には、控訴趣意書にその事由があることを説明する資料を添附しなければならない。

一 再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

二 刑次令あつた後で刑力廃止若しくは更生又は大赦があつたこと。

原三百八十四條 控訴の申立ては、原三百七十七條の至時三日八十二條及び前條と連続する事

由があることを理由とするとき限り、これを有することがらき。

原三百八十六條 在宅の場合には、控訴裁判所は、決定で被訴を棄却しなければならない。

一 第三百七十九条第一項に定まる期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二 控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式で提出しているとき、又は

控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところと從い優等な算明資料を添付しないとき。

三 控訴趣意書に記載された控訴の申立ての理由が、明らかに原三百七十七條乃至原三百八

十二條及び原三百八十二條に規定する事由に該当しないとき。

前條第二項の規定は、前項の規定につけてこれを準用する。

原三百九十二条 控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴意見書に包みきれない事由であつても原二審七十件乃至第三百八十二件及び原三審三十件へナニ様に規定する事由に關しては、職務で調査することがひざる。第三百九十三條　控訴裁判所は、簡便の調査をするたつて公事があるときは、檢察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は検察官等實の取調べをする。但し、第三百八十三條の二の原用があつたものについては、判決量定の不適又は判決に罰書を及ぼすべき事実の認認を證明するたゞに及ぶることのできない場合に限り、二度を取り調べてなければならぬ。

控訴裁判所は、公事があると認めるときは、職務で、第一審裁判所の判決量定に影響を及ぼすべき情況につき取調べをすることひざる。

前二項の取調べは、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれをさせ、又は地方裁判所、家庭裁判所若しくは檢察官又は裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第一項又は第二項の規定による取調べをしてときは、検察官又は弁護人は、その結果に基づいて辯論をすることがひざる。

第三百九十六條　第三百七十九条乃至第三百八十二件及び第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決や控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條　第三百七十九条乃至第三百八十二件及び第三百八十三條に規定する事由

があるときは、判決や原判決を破棄しなければならない。

第三百九十三條原二項の規定による取調べ結果、原判決を破棄し公け此處明うかほ正義に及さると認めるとときは、判決や原判決を破棄することがひざる。

第三百四十九條　控訴を棄却した確定判決にその判決によつて確定した第一審の判決上に對して再審の請求があつて場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定を再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決と均する上當を棄却しと判決とそり判決によつて確定した原一審又は第三審の判決と併して再審の請求があつた場合は、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の請求をしたときは、上告裁判所は、決定を再審の請求を棄却しなければならない。

第三百五十一條　裁判所は、再審開設の決定が確定しま事所についで、原三百四十九條の場合は除いては、その審議と裁い、更に審理をしなければならぬ。

五の場合は、第三百五十条第一項本文及く第三百五十九條第一項第一号の規定によつて原判の審理が二度と適用しない。

一　死亡者又は回復の見込みがない心障害者のため、其等の請求を承認とし、
二　有罪の言渡を受けた者か、再審の判決のある前に、死亡し、又は心障害者の状態に
陥りその回復の見込みがないとき。

前項の場合には、被告人力出頭がなくとも、審判をすることが出来る。但し、弁護人は外証をしなければ開廷するとはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は被審者で弁護人を附さなければならぬ。

裁判所は、裁判所の管轄、公訴の提起及び訴訟手続に関する事実の状況とすることができる。この場合は、第三百九十三条第一項の規定を準用する。

第三百六十一條 檢察官は、検察官の請求により、その管轄と属する事件について、公判前、原告命令で、五十日以下の罰金又は料金を科すことができる。この場合は、罰金執行猶予をして、没収を除し、その他附隨の処分をすることができる。

(略=裁判所)

第三百六十一條の二 檢察官は、原告命令の請求に依り、被疑者に対するあらかじめ、略式手続を理解させるために原告を尋ねて説明し、通常の要領に従い裁判を受けることができる旨を告げると上、略式手続によることについて異議がないかとうかを確かめなければならない。

被疑者は、略式手続によりことについて異議がないときは、書面でその旨を明らかにしなければならない。

第三百六十三條 憲法命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしませばならない。

前項の書面には、前条第一項の各項と併し、次に記せばならない。

第三百六十三條 前項の請求があつた場合にあひて、その事由が憲法命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相違でないものであると思料するときは、理由を規定して從い、裁判をしなければならない。

検察官は、第三百六十一條の二に定まる手続をせず、又は因原第ニ項と違反して憲法命令を請求したときも、同様と認める。

裁判所は、前二項の規定により過失の認定に従い裁判をするときは、直ちに検察官にその旨を通知しなければならない。

第一項又は第二項の場合には、第三百七十一條の規定の適用があるものとする。但し、同條第一項に定まる期間は、前項の適用があつて日がり三箇月とする。

第三百六十三條の二 前項の場合を除いて、憲法命令の請求があつて日がり四箇月が内に

憲法命令の被害人に告知されないとさば、公訴の提起は、さうの届つてその努力を失う前項の場合は、裁判所は、審定で、公訴を棄却しなければならない。憲法命令が既に検察官に告知されたときは、憲法命令を取り消した上、その裁定をしなければならない。

前項の大足とおしては、即断即答をすることである。

第四百六十九條 懲戒命令には、罰となりする事実、適用した命令、罰すアヨ州及び財團の廻合並びに略式命令が書類があつた日から十四日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならぬ。

第四百六十五條 略式命令を受けた者は、その思想を受け又四十日以内に正式裁判の請求もすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所と、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかに、その旨を檢察官又は略式命令を受ける者に通知しなければならない。

第四百六十六條 正式裁判の請求は、第一項の判決があるまでこれを取り下げることができるとある。

第四百六十七條 第三百五十五條乃至第三百五十七條、第三百五十九條、第三百六十條、第三百六十一條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はせり程下につけてこれを準用する。

第四百六十八條 二度上の裁判の執行は、罰金及び科刑を除いては、その重いもの最先にする。併し、檢察官は、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができる。

第四百六十九條 懲戒、禁錮又は毎習の言権を受ける者について五の事由があるときは、

用ひ思改をして裁判所に対する檢察官又は判決言権を受けた者の現在態を管

轄する地方檢察官の檢察官の裁擇によつて執行を停止することができる。

(後者削除)

一 刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき、

二 年齢七十歳以上であるとき、

三 変形費百五十日以上であるとき、

四 出産後六十日を経過しないとき、

五 刑の執行によつて苦痛あることきききない不利益を生ずる虞があるとき、

六 祖父母又は父母が年齢七十歳以上又は重病若しくは不具で、せどこれ保護する権限がないとき、

七 子又は孫が幼年で、既にこの権を保護する権限がないとき、

八 その他重大な事由があるとき、

第四百九十九條 職務の運営を妨げるべき者の所有物相らぬいを、又はその他の事由

によつて、その物を遮断することができない場合には、檢察官は、その物を職務の定めの方法によつて公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以内に遮断の請求がないときは、その物は、國家に帰属す

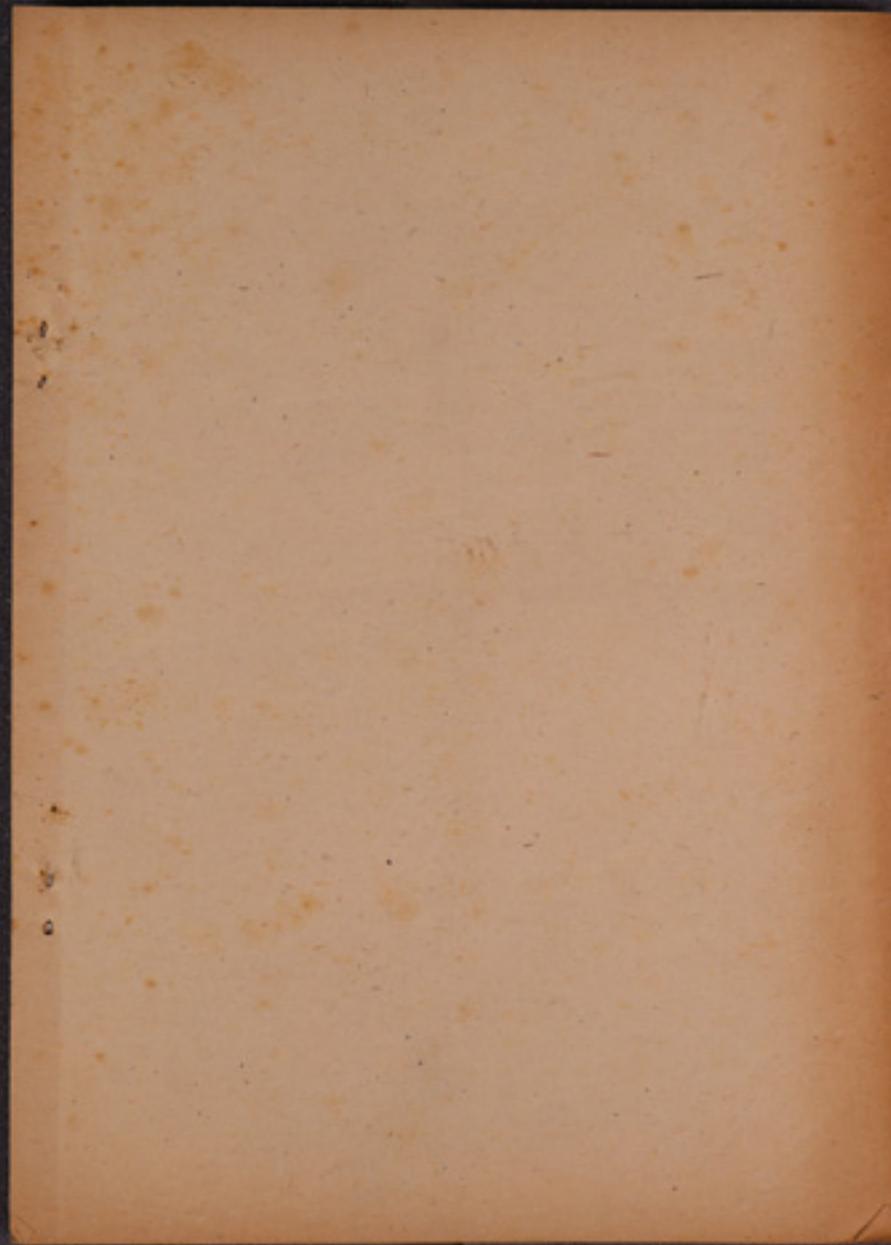
前項の期間内でも、償還のない者は、これを施設し、原宿又は不従を贈り、これを公衆としてその代價を取扱うことができる。

第五百九 治糞費用の賃借を含むる者又は、貧困のためこれを免除することができないときは、裁判所の意思の及ぶるところにより、治糞費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立てをすることができる。

前項の申立ては、訴訟費用の賃借を含むる裁判が確定した後二十日以内にこれをしなければならない。

附則

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過して日から施行する。
 - 2 この附則で「訴訟」とは、この法律による改正後の刑事訴訟法をいい、「田舎」とは、裁判の刑事訴訟法をいう。
 - 3 裁判は、特別の定めある場合を除いては、訴訟進行前に生じた事案にも適用する。但し、田舎によつて生じた効力を有げない。
 - 4 前項但書の場合において、田舎によつてして訴訟手続で訴訟にこれに相当する規定があるものは、訴訟によつてしまふものとする。
 - 5 訴訟進行前に正式裁判の請求をした事件は訴訟進行にその取下りあつたものを訴訟費用
- 用の実費については、訴訟進行後も、各自負担の例である。
- 6 新政施行の際までに被訴職業者並出納局を経過して事件の釐糞費用附にあける事実の取扱については、新政施行後も、各自田舎三百九十三株等一項但書の規定を適用する。
 - 7 裁判進行前に正式裁判の請求をした事件の訴訟手続については、各自裁判の例による、正式裁判の請求をすることがでさる期間についても、同様である。
 - 8 裁判進行の際と正式裁判の請求をしていない事件である。裁判進行の際すでに檢察官がも被訴職業者に付し略式命令の請求をすることを告げてゐるものについて、これを告げた日から七日を超過して候ひあって、且つ、略式手続によることについて被訴職業者に異議がない場合は、訴訟手續三百九十三株等一項の二段目第六十二株等二項の規定にかげらす。略式命令をすることである。



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center



龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center

関係資料

龍谷大学矯正・保護総合センター

Ryukoku Corrections and Rehabilitation Center